

令和4年2月 北九州市議会定例会の概要

1 会 期

令和4年2月18日（金）～3月24日（木） [35日間]

2 議 案

議案第 1 号 令和4年度北九州市一般会計予算（教育委員会所管分）
について

議案第11号 令和4年度北九州市土地取得特別会計予算（教育委員会所管分）
について

議案第37号 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
について

議案第48号 令和3年度北九州市一般会計補正予算（教育委員会所管分）
について

3 代表質疑・一般質疑

日程：令和4年2月25日（金）～3月4日（金）

概要：P. 5～P. 54のとおり

【目 次】

<代表質疑>

◇2月25日（金）

会派名	議員名	内 容	所管課	ページ
自民党・ 無所属の会	中島 慎一	○教育について		
		・ 幼児教育センター設立に向けた現在の状況について	企画調整課	5
		・ 市立高校の魅力向上に向けた取り組みについて	指導企画課	6
公明党	岡本 義之	○コロナ禍における教育環境の整備について		
		・ 臨時休校の際、キャンセルできなかった物資代金について ・ 食品ロス削減の取組みについて ・ 給食費の負担の取扱いについて	学校保健課	7
		○令和4年度 う歯（むし歯）予防事業について		
		・ フッ化物洗口モデルの事業内容等について ・ 未実施校への情報提供について ・ 歯科検診後のフォローアップ体制の強化について	学校保健課	9
		○特別支援が必要な子どもたちの進路・就労支援について		
・ 特別支援教育推進プランに基づく就労支援の評価について ・ S-M社会生活能力検査の活用による取組みの実績等について	特別支援教育課	11		
ハートフル北九州	三宅 まゆみ	○教育について		
		・ 質の高い教員確保の取り組みについて	教職員課	13
		・ 様々な悩みを抱える児童生徒の現状と令和4年度の取り組みについて ・ レジリエンス教育の導入について	生徒指導・教育相談課	15

◇2月28日（月）

会派名	議員名	内 容	所管課	ページ
共産党	荒川 徹	○市政運営について		
		・ 教員数の増員を伴う中学校全学年での35人以下学級への改善について	教職員課	17
自民の会	香月 耕治	○健康寿命の延伸について		
		・ 子どもへの読書活動の推進について	子ども図書館	19
		○生命（いのち）の安全教育について		
・ 「生命（いのち）の安全教育 指導の手引き」作成の経緯・目的について ・ 本手引きの活用・効果について	学校経営・教育指導課	21		

<一般質疑>

◇3月1日(火)

会派名	議員名	内 容	所管課	ページ
自民党・ 無所属の会	中村 義雄	○不登校支援について		
		・ 今後の不登校支援について	生徒指導・ 教育相談課	23
日本維新の会	松尾 和也	○インターネットでの誹謗中傷や人格侵害について		
		・ 児童生徒が誹謗中傷の加害・被害者にならないための 取り組みについて	生徒指導・ 教育相談課	24
		・ 児童生徒が学校で使用するタブレット端末等の管理 体制について	教育情報化 推進課	
村上 さとこ	村上 さとこ	○子どもへの新型コロナウイルス感染対策について		
		・ 巨額予算を投じたタブレットを積極的に活用について	教育情報化 推進課	28

◇3月2日(水)

会派名	議員名	内 容	所管課	ページ
若松を愛する会	本田 一郎	○教育現場等における人材活用について		
		・ 家庭からのICT相談体制の充実について	教育情報化 推進課	30
ハートフル北九州	白石 一裕	○市立中学校の校則の見直しについて		
		・ 校則見直しの状況について ・ 生徒主体での校則見直しによる教育的効果について	学校経営・教育指導課 生徒指導・教育相談課	32
		・ 小中一貫教育における基本的なルールづくりについて	指導企画課	
公明党	富士川 厚子	○KGGについて		
		・ ALTを活用した継続的な授業の実施について	学校経営・ 教育指導課	35

◇3月3日(木)

会派名	議員名	内 容	所管課	ページ
公明党	中島 隆治	○不登校児童生徒への支援について		
		・ 不登校等支援センターの設置による不登校への取組み の強化について ・ NPO法人等を活用した引きこもり傾向の子どもへの 訪問支援体制について	生徒指導・ 教育相談課	37
ハートフル北九州	小宮 けい子	○公立夜間中学校設置検討事業について		
		・ 不登校児童生徒を受け入れ等について ・ 検討会議のメンバーについて	企画調整課	39
共産党	永井 佑	○ヤングケアラーについて		
		・ 適切な支援につなげるための対策について	生徒指導・ 教育相談課	41
公明党	木下 幸子	○障害者及び特別支援学校児童・生徒のICTの更なる利活用について		
		・ 特別支援学校におけるタブレットの利活用について	特別支援教育課 教育情報化推進課	43

◇3月4日(金)

会派名	議員名	内 容	所管課	ページ
自民党・ 無所属の会	吉田 幸正	○中学校標準服のリユース事業について		
		・標準服のリユース活動の推進について	生徒指導・ 教育相談課	45
ハートフル北九州	奥村 直樹	○放課後等デイサービス利用児童の運動機会の確保について		
		・遊び場開放や目的外使用の対象の拡充について	施設課 生徒指導・教育相談課	47
公明党	松岡 裕一郎	○小中特別支援学校のトイレの洋式化について		
		・トイレの洋式化の更なる推進について	施設課	49
公明党	村上 直樹	○教職員の負担軽減について		
		・特別支援学校等へのパワーアシストスーツの導入について	特別支援 教育課	51
		○学校施設の感染症対策について		
		・大勢の児童生徒が手で触れる蛇口の改修について	学校保健課 施設課	53

議 会 会 議 録

「教育について」

質疑者 自民党・無所属の会 中島 慎一 議員	回答者 教育長
------------------------	---------

(質疑)

令和4年度予算では、「幼児教育の質の向上に向けた推進事業」として、290万円を計上しています。これは、令和5年度に設置予定の「幼児教育センター」の体制等を検討する予算とのことです。

昨年12月議会で本市の公立幼稚園を全廃する条例改正案が可決された際、教育委員会は「公立幼稚園廃止後も、引き続き、本市の幼児教育水準の維持向上に努めていく」と答えています。

ここでいう「幼児教育水準の維持向上」の中心となるのが「幼児教育センター」と考えますが、全廃が決まってから約3ヶ月が過ぎ、「幼児教育センター」設立に向けた現在の状況を伺います。

(答弁)

教育委員会では、令和5年度から設立する「幼児教育センター」の役割や機能等を検討するために、本年1月に、教育委員会内に私立幼稚園連盟や公立幼稚園の園長、小学校の校長等で構成する「プロジェクトチーム」を設置して、意見交換や他都市のヒアリングなどを実施しました。今後は、大学教授等の学識経験者からも意見聴取を行う予定としております。

「幼児教育センター」は、幼稚園教育要領をもとに、本市の幼児教育水準の維持向上を図るために、次の3つの役割を柱として考えております。

1つ目は、市内の幼稚園教諭の指導力の向上です。そのために、研修内容や受講機会の充実を図って幅広い情報提供を行ってまいります。

2つ目は、特別な教育的配慮を要する幼児への支援です。そのために、関係機関との連携によって支援体制を強化してまいります。また、令和4年度からは、本市独自の支援制度である「サポート園制度」の予算額を約3倍に拡充し、財政面においても、私立幼稚園での受け入れを支援することとしております。

3つ目は、幼児教育における調査研究です。そのために、調査研究事業の推進や研究実践などに取り組んで、その成果の発信や普及に努めてまいります。

さらに、この3つの役割を推進していくために、幼児教育の知識や経験などが豊富な人材を幼児教育アドバイザーとして配置いたします。

今後も、本市の幼児教育水準の維持向上のために幼児教育センターの設立に向けて検討を進めてまいります。

議 会 会 議 録

「教育について」

質疑者 自民党・無所属の会 中島 慎一 議員	回答者 教育長
------------------------	---------

(質疑)

令和4年度予算では、「北九州市立高等学校の魅力向上推進事業」として、400万円を計上しています。これは、市立高校の教育内容の更なる充実を図るため、学科構成の変更など、今後のあり方について検討する予算とのこと。市立高校の魅力向上については、我が会派の田中元議員が尋ねており、昨年6月議会本会議では、教育委員会から「本市にとって、大変重要な存在である」との力強い答弁をいただきました。

そこで、今後、市立高校の魅力向上にどのように取り組んでいくのか、伺います。

(答弁)

現在、教育委員会では、本市唯一の北九州市立高等学校の魅力向上に向け、教育内容の充実を図っております。

特色化・魅力化された新たな取り組みとして、具体的には、本市が一丸となって取り組んでおりますSDGsをテーマに、1年生から3年生まで継続した探究的な学習の実施、また、生徒個人の関心や進路希望等に応じて、部活動や資格講座、小論文講座など選択できる「市高タイム」の実施など、近隣大学や地元企業等と連携しながら、現在、特色化・魅力化に向かって段階的に取り組んでいるところです。

なお、先日、日本政策金融公庫が全国公募した「第9回高校生ビジネスプラン・グランプリ」で、生徒の提案が福岡県内で唯一の「ベスト100」に選ばれました。これは、SDGsの目標を念頭に、制服をエコバックにリサイクルしてレンタルするビジネスプランを、地元企業等にヒアリングをして作成したものであり、実現性や実行力の高さが評価された結果です。

今回、予算計上している「北九州市立高等学校の魅力向上推進事業」では、地域に根差して、地域の魅力を活かした教育機関を目指すために、国の普通科改革を受け、「地域社会に関する学科」などを検討する予定です。

また、北九州市立高等学校は、更なる魅力向上や特色ある学校の実現を目指して、大きな舵を切る変換期を迎えております。そのために、今後の取り組みとして、目指す学校像を実現する手法の一つとし、将来的には民間人校長も含めた外部人材の登用なども検討したいと考えております。

引き続き、北九州市立高等学校の魅力を向上させるために、教育委員会としても学校側とともに、しっかりと取り組んでまいります。

議 会 会 議 録

「コロナ禍における教育環境の整備について」

質疑者 公明党 岡本 義之 議員	回答者 教育長
------------------	---------

(質疑)

コロナ禍における教育環境の整備について、お伺いします。

令和4年に入り、新型コロナウイルス「第6波」の感染者数は、いまだ高止まり傾向で、感染収束までの見通しが立たない状況にあります。特に、オミクロン株は従来株と比較して10代への感染が多く、現に1月以降、本市市立学校の児童生徒においても、感染者数が急激に増加し、学級閉鎖や学年閉鎖が相次いでいます。そのような状況の中、受験を控えた中学校3年生をコロナの感染から守るため、教育委員会はオンライン学習の環境を整え、学びの機会を保障するとともに、子どもたちが感染に不安を感じることなく学習に取り組めるよう体制を整え、保護者への周知を図りました。教育委員会の迅速な対応に敬意を表します。

一方、感染が急拡大する中、急な学級閉鎖やオンライン学習への切り替え等により、学校給食に影響が生じているとも聞いています。学校給食は、1日約75,000食を調理することから、急な学級閉鎖等により食数が変わった場合、給食に関わる様々な業者の皆様にも多大なるご苦勞をお掛けしていると聞いています。特に、新型コロナウイルスによる学級閉鎖は、急遽、前日に決定するケースが多く、既にその時点で多くの食材が各学校に納入されていることから、キャンセルが難しい状況にあります。また、食材が多く納入され過ぎると、結果的に食品ロスにつながるのではないかと危惧しているところですので、学校給食について、3点お尋ねします。

1点目に、令和2年4月の臨時市議会では、学校の臨時休校に伴って給食提供もストップしたことにより、キャンセルができなかった物資代金を納入業者に支払う補正予算が計上されましたが、令和4年度の当初予算案には、同様の予算措置がなされていませんが、教育委員会の見解をお聞かせください。

2点目に、学級閉鎖やオンライン学習により、食材に余剰が生じた場合、食品ロス削減の取組みとして、どのような対応をしているのか、お聞かせください。

3点目に、給食を食べない場合、児童生徒の給食費の負担はどのようなのでしょうか。その取扱いについてお聞かせください。

(答弁)

令和2年の3月から5月には、国の要請に基づいて、市立学校の臨時休校を行いました。これに伴って、給食を休止して、併せて保護者からの給食費の徴収も停止したところですので。

この臨時休校の決定後に、速やかに全ての給食関連業者に対して、食材のキャンセルを行ったところですが、既に製造や仕入れ済みの物資もございました。

議 会 会 議 録

「コロナ禍における教育環境の整備について」

質疑者 公明党 岡本 義之 議員	回答者 教育長
------------------	---------

このキャンセルできなかった物資については、納入業者に不利益が生じないように、補正予算をご承認いただいて、物資の代金をお支払いしたところです。

今回の第6波に伴います給食の一部停止については、オンライン学習等で事前に保護者から給食停止の申出があつて、食材の納入を停止できる場合には、給食費を徴収しておりませんが、それ以外の場合には、給食費を徴収して、納入業者に物資代金を支払っております。

このように、令和2年度の臨時休校時以降の給食の一部停止については、各納入業者に対して物資代金の補填は不要なために、令和4年度の当初予算も計上しておりません。

次に、教育委員会における食品ロス削減の取組みについてですが、2年前の臨時休校の経験を踏まえ、「休校等に伴う給食用物資対応マニュアル」つまり「食品ロス対応マニュアル」を策定し、学級閉鎖や学年閉鎖時の対応を行っているところです。

具体的には、牛乳は、賞味期限が2週間あるために、日程をスライドして使用する、あるいは、副食は、1クラス程度の学級閉鎖であれば全ての食材を調理して、他の学級へ配分する、複数学級や学年閉鎖の場合には、調理前に使用しない食材を取り分けて、北九州市学校給食協会を通じてフードバンクに提供する等の対応をとっており、引き続き、食品ロス削減に努めてまいります。

最後に、給食費の取り扱いですが、事前に保護者から給食の停止の申出があつて、食材の納入の停止に間に合う場合には、給食費を請求しておりません。

しかし、コロナによる学級閉鎖は、ほとんどの場合が、陽性者が判明した翌日から、急遽学級閉鎖を実施するため、食材の納入停止が間に合わないことから、保護者には給食費をお支払いいただいている状況です。

新型コロナウイルス感染症が収束していない状況の中で、今後もコロナによる学級閉鎖等が発生する可能性があること等を踏まえ、保護者負担の軽減を図るために、今回の第6波の「まん延防止等重点措置期間中」のコロナによる学級閉鎖、学年閉鎖及び休校に伴う給食費については、保護者に返還する、すなわち、お返ししたいと考えております。

議 会 会 議 録

「令和4年度 う歯（むし歯）予防事業について」

質疑者 公明党 岡本 義之 議員

回答者 教育長

(質疑)

令和4年度 う歯・むし歯予防事業について、お伺いします。

「学校における歯と口の健康づくり懇話会」からの提言、及び、昨年9月議会における、我が会派の金子議員による一般質問での「子供たちが健康な歯を保つための取組み」として「本市における歯科健診後のフォロー体制について」、「他都市で成果を上げているフッ化物洗口の実施に向けた検討」の要望を受け、本市教育委員会は、北九州市歯科医師会、福岡県歯科医師会のご協力のもと、令和4年2月4日に志井小学校、2月8日には小倉中央小学校、また、2月22日からは、清水小学校と、3校によるフッ化物洗口モデル事業を開始しました。

本市は、令和4年度、フッ化物洗口事業を拡充し、小学校1年～6年までの希望する児童を対象に、約30校でモデル実施するための予算を計上しております。さらに、「学校における歯と口の健康づくり懇話会」から、むし歯治療、むし歯予防のための歯科受診の推進として歯科健診後のフォローアップ体制の強化の方向性、ミッションとして提言されております。そこで、3点お尋ねします。

1点目に、まずは本年2月から先行実施したモデル校での事業内容及び教職員、児童生徒、保護者の皆さまの反応や感想と見えてきた課題について、お聞かせ下さい。

2点目に、来年度におけるモデル校の拡充は、3校によるモデル事業での手ごたえを感じたからだと思えます。来年度拡充する小学校を含む未実施校の教職員、児童生徒、保護者の皆さんへのご理解を深めて頂くための情報提供をどのように行っていくのか、お聞かせ下さい。

3点目に、歯科健診後のフォローアップ体制の強化についても同様に、各学校関係者、保護者の皆さまのご理解と歯科医師会のご協力がなければ推進できません。今後、どのように体制強化を進めていかれるのか、考えをお聞かせ下さい。

(答弁)

むし歯のない児童生徒の割合の状況を改善するために、昨年2月に、歯科医師や学校関係者などで構成する「学校における歯と口の健康づくり懇話会」を立ち上げて、5回にわたって議論をいただき、10月に提言をいただいたところです。

提言の柱の一つである「フッ化物洗口」は、むし歯の予防効果が高く、北九州市歯科医師会と福岡県歯科医師会の協力を得ながら、今年の2月から清水・小倉中央・志井小学校3校の全学年を対象に、「フッ化物洗口」のモデル事業を開始したところです。

現在、この3校の児童の8割以上がフッ化物洗口を希望しており、週1回、1分間のうがいを行っております。

議 会 会 議 録

「令和4年度 う歯（むし歯）予防事業について」

質疑者 公明党 岡本 義之 議員

回答者 教育長

事業の実施にあたりましては、フッ化物洗口の準備から片付けまでを保護者や地域のスクールヘルパーの協力を得て実施しており、教職員からも「思ったよりも時間が掛からない」、「ほぼスクールヘルパーに行ってもらって、教職員の負担は少ない」といった感想が寄せられております。

児童生徒や保護者の感想ですが、児童生徒からは、「1分間のうがいは簡単にできた」「歯を大切にしたいと思った」「むし歯にならないように頑張る」など、また、保護者からは、「学校で実施してもらえてありがたい」「毎週実施するので、子どもの健康意識が高まると思う」などの声を伺っております。

今回のモデル事業の実施を踏まえ、洗口を希望する児童のさらなる増加の促進や、各学校に応じた実施時間帯や実施場所の設定方法、また、スクールヘルパーが揃わない場合の対応方法などの課題の改善に向けて、今後、検討してまいります。

未実施校への情報提供でございますが、令和4年度は、さらにモデル校数を増やしたいと考えており、動画やパンフレットによるフッ化物洗口の実施方法や効果の周知や、教職員向けの説明会などを開催して、モデル事業の取組みの紹介などを、広く未実施校に情報提供して理解を深めていきたいと考えております。

次に、歯科健診後のフォローアップについてですが、これまで「保健だより」や保護者面談、文書の配布などによって、歯科受診の勧奨を行っておりますが、健診後の歯科受診率は約3割に留まっております。そのために、今年度からは、児童生徒の受診状況については、学校から教育委員会への報告を求めることで、未受診者の全体像の把握に努めることとしております。

今後は更に、教育委員会と学校が一体となって受診勧奨の回数を増やすとともに、歯科検診の際には、丁寧にむし歯の状態を子どもたちに説明するなど、受診勧奨の充実を図って、むし歯の早期治療を推進してまいります。

併せて、全児童生徒の意識の向上を図るために、歯科衛生士による歯科保健指導、学校での児童生徒に対する歯科に関する保健教育の手引きの作成、教育委員会による歯と口の健康に関する定期的な情報発信を行いまして、むし歯予防の取組みを強化したいと考えております。

今後も、歯科医師会、また、学校、PTAなど、関係機関と連携しながら、本市の児童生徒の歯と口の健康づくりを推進してまいります。

議 会 会 議 録

「特別支援が必要な子どもたちの進路・就労支援について」

質疑者 公明党 岡本 義之 議員

回答者 教育長

(質疑)

特別支援が必要な子どもたちの進路就労について伺います。

特別支援が必要な子どもたちの保護者から様々なご相談を頂きますが、「自分たちが亡くなった後、わが子がどうなるのか、自立して生きていけるのか心配でたまらない」という最も切実な問題があります。子どもたちの進路は様々であり、最も大切なことは、一人一人にあった進学や就労、生活を考えることが大事です。

平成29年に策定された北九州市特別支援教育推進プランにおいても、「一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実」が、取り組みの中核としての「5つの視点」の1つにあげられており、「就労支援の充実、福祉等との連携」に関するきめ細かな計画方針が定められているところです。当プランの計画期間が10年で、5年を経過したため、昨年11月より、「北九州市特別支援教育推進プランに係る懇話会」において、見直しに向けた議論が行われているところですが、今後の施策につなげるために、これまで5年間の進路・就労支援の取り組みに関して、2点お尋ねします。

1点目に、当プランで示された平成27年度 北九州市立特別支援学校高等部卒業生（平成28年3月卒業）進路状況では、一般就業 53人、就労継続支援A型8人、就労継続支援B型17人、就労移行9人、自立訓練8人、生活介護39人、入所9人、進学1人、その他5人の合計149人となっておりますが、直近5年間の進路状況から、これまでの取り組みをどう評価されているのか、お聞かせ下さい。

2点目に、一般社団法人 障がい児成長支援協会の代表理事を務める山内康彦氏は、自身の著書の中で、数千人の相談を受けてきた自らの体験を通し、子どもの今、現在だけで進路を判断せずに、高校（特別支援学校高等部）卒業後を視野に入れて、今の教育、療育を考えること、社会に出る18歳の「出口」から逆算して、今をどうしていくのかを考える重要性を述べています。さらに、特別支援が必要な子は、学歴よりも、適応能力や社会性がどれだけ身につけているかが重要で、世の中で生きていける力がどれだけあるのかによって、就職先、就労環境が変わってくるといい、「S-M 社会生活能力検査」や「Vineland-II」という検査用紙を使いながら、子どもたちの適応能力や社会性を調べ、数千人近くの卒業生を追跡調査した結果、「18歳のときに、7歳の社会性が身につけているかどうかで、働けるか働けないかの大きな分岐点になっており、その後は9歳、12歳、15歳の壁があり、社会性があがるごとに、給料や就労のレベルもあがっていく」と述べています。

この山内氏の主張する18歳の「出口」から逆算して、今をどうしていくのかを考える重要性に対する教育長の見解、及び本市の各学校が毎年実施している子どもたちの適

議 会 会 議 録

「特別支援が必要な子どもたちの進路・就労支援について」

質疑者 公明党 岡本 義之 議員

回答者 教育長

応能力や社会性を把握し、伸ばしていくための「S - M 社会生活能力検査」の活用による進路・就労支援につなげる取り組み実績について、お聞かせ下さい。

(答弁)

平成29年1月に策定した「北九州市特別支援教育推進プラン」では、就労支援の充実や福祉等との連携について取り組むことが示されております。

過去5年間の取り組みですが、特別支援学校高等部卒業生の一般就業率は令和元年度まで上昇傾向にありました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行の影響などがあり、低下しましたが、新規の実習先の開拓は成果を上げており、これまでの取り組みは有効であったと考えております。

具体的な取り組みとしては、年間460回に及ぶ就労支援コーディネーターによる企業訪問の実施や生徒の作業学習の参観や教員と企業との情報交換のための「特別支援学校生徒雇用促進セミナー」の開催などにより、障害者就労への理解・啓発を行ってきました。このように、様々な機会を通して、企業等に生徒の意欲や能力を理解してもらい、さらなる雇用の拡大につながったものだと評価しております。

ところで、山内康彦氏の主張に対する見解ですが、ご指摘のとおり、生徒の将来の姿を見据えて、今をどうしていくかを考えることは、極めて重要であると認識しております。

本市の特別支援学校では、児童生徒の発達を的確に把握するために、「S - M社会生活能力検査」の他に、「田中ビネーV (ファイブ)」や、「WISC - IV (ウイスク・フォー)」などの心理検査等を定期的実施しており、個別の指導計画を作成する際や進路指導の参考として幅広く活用しております。

このような多面的な実態把握に基づき、特色ある作業学習や、「産業現場等における実習」を重ねて、作業能力や職場への適応状況を評価したりするなど、生徒の職業観や就労に必要な資質・能力の育成に努めております。

さらに、高等部卒業後3年間は、学校が主体となって就職先での助言や相談、また、離職した卒業生の再就職の支援などのアフターフォローに努めております。

今後の就労支援ですが、教育委員会としては、急速に変化する現代社会において、従来の就労支援に留まることなく、これまで以上に企業や社会のニーズに対応できる人材の育成に取り組んでいく必要があると考えております。

今後も、的確な実態把握を行うために、多様な心理検査等を活用して、卒業後を見据えた計画的な指導を行い、生徒一人一人の実態や教育的ニーズに基づいた進路・就労支援に努めてまいります。

議 会 会 議 録

「教育について」

質疑者 ハートフル北九州 三宅 まゆみ 議員

回答者 教育長

(質疑)

質の高い教員の確保について伺います。

先日のニュースで、公立学校などで2,000人以上の教員不足であるとする文部科学省の調査結果が大きく取り上げられました。不足の理由は、団塊の世代の大量退職に代わって、若い世代の育児休業の取得や病気休職、特別支援学級の増加など、想定を上回ったことが挙げられていますが、その背景には実質的な長時間労働やきつい職業として敬遠され、教員を志望する若者が減っているようです。

しかし、教員の仕事は児童生徒のその後の人生を左右するといっても過言ではない、人を育てるかけがえのない仕事です。やる気があり、質の高い教員の確保が重要です。

本市の教員採用試験の受験倍率は、ここ数年は改善傾向にありながらも平成22年度と比べると減少傾向であり、質の高い教員の確保は大変重要な課題であります。今後は各自治体間で限られた質の高い人材の奪い合いになることは必至で、各自治体ではその対策としてさまざまな取り組みが実施されています。本市においても選考方法の工夫や、北九州教師養成みらい塾の実施等、様々な努力をしていますが、一層の取組強化が必要であると考えます。

昨年12月議会では、小宮議員がこの問題に関連し、「住むなら北九州定住・移住推進事業」について伺いましたが、これらの事業に加えて、教育委員会が質の高い教員確保を目的として、市外から本市に転入して教員になる場合、転居費用の一部を負担するなど、全国の教員志望者を引き付ける魅力のある確保策が必要と考えます。

また、以前は日本育英会の奨学金は学校の教員になれば返済不要になる制度がありました。そこで、教員の免許を持っていない社会人で本市の教員をめざす方を対象に、通信教育や市内の大学などでの教員免許の取得の支援や、本市の教員になれば奨学金の返済の一部を補填するなど、今後の教員不足を生じさせないことと、意欲と資質をもった教員確保への工夫が必要と考えます。

そこでお尋ねします。

これらを踏まえて、今後の本市における質の高い教員確保の取り組みについて、見解をお聞かせ下さい。

(答弁)

本市では、これまでも、一人でも多くの方に本市の教員採用試験を受験いただき、その中から優秀な人材を確保できるように、毎年度、試験内容等について見直しを行うなど、不断の改革を行っております。

令和4年度実施試験における見直し点ですが、令和4年度実施試験では、新たに「小

議 会 会 議 録

「教育について」

質疑者 ハートフル北九州 三宅 まゆみ 議員

回答者 教育長

学校教員（小中一貫枠）区分を設け、従来の試験区分である「小学校教員」とは募集人員数を別立てとして選考しております。

この試験区分は、小学校教諭免許状と中学校教諭免許状の両方を所有する者を対象としており、採用後は、小学校における学級担任や中学校での学級・教科担任の他にも、小学校高学年における専科指導や、小・中学校間における兼務など、将来的には、本市における小中一貫教育推進の中心的な役割を担っていただきたいと考えております。

この他にも、「大学等推薦特別選考」における中学校教員の対象教科を全教科に広げ、1大学あたりの推薦可能人数を各教科1名以内から2名以内に拡充したり、また、「複数免許状所有者特別選考」における資格要件の中に、養護教員のうち看護師免許を所有する者を追加するなどの見直しを行うことで、優秀な学生や高い専門性をもつ人材を確保したいと考えております。

また、優秀な教員確保のための工夫として、特別免許状の活用により、教員免許状は持っていないけれど、様々な社会経験と特定分野に対する高度な知識・技能を有する社会人の方を、本市教員として迎え入れること等についても、研究を進めているところで

す。

議員ご提案の支援策等を含め、優秀な人材を確保するために、どのようなことができるか、他都市の動向にも注視しながら、引き続き勉強してまいります。

議 会 会 議 録

「教育について」

質疑者	ハートフル北九州 三宅 まゆみ 議員	回答者	教育長
-----	--------------------	-----	-----

(質疑)

心の回復力（レジリエンス）を育てる教育について伺います。

若い女性や子供の自殺が増えています。2020年度の小中高生の自殺者は文部科学省の調査で1974年に調査を開始して以来最多を記録し、その数は415人にも上るそうです。また警察庁の把握では500人を超えるとも言われています。

教育委員会は今予算案でいじめを含む様々な悩みを抱える児童生徒に対して、SNSを活用した相談体制を構築し、知識や経験を有する専門家が対応して児童生徒の悩みや不安の解消を図る「SNS相談事業」の予算を計上しています。児童生徒はコロナ禍で慣れない生活様式への対応や、学習への不安、いつ終わるかもわからない閉塞感など多種多様なストレスにさらされ、うつ病など精神疾患が増加傾向にあり、児童生徒の精神状態が危ぶまれています。

まず、本市における様々な悩みを抱える児童生徒の現状と、それに対する令和4年度の取組みについてお聞かせ下さい。

欧米では、子どもたちの精神疾患の広がりを抑え、逆境にも負けない心を作る、最新のポジティブ心理学をベースにした「レジリエンス教育」が注目され、学校教育に取り入れられているようです。「レジリエンス教育」とは、悩みや失敗を楽観的に捉え、苦境を乗り越える力を養う教育方法であり、学校教育に導入することで、学校生活や友人関係に悩む児童生徒の心を養い、不登校やいじめを防止する狙いがあります。日本では三重県が今年度からモデル校で取組みをはじめ、来年度は県内全域に広げていこうとされています。

そこで、本市の学校教育でもぜひ「レジリエンス教育」を取り入れてはいかがでしょうか。見解をお聞かせ下さい。

(答弁)

現在、各学校では、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と共に「チーム学校」として、児童生徒とのよりよい関係を目指して、相談しやすい環境づくりに努めております。また、家庭との連携を密にして、多くの目で見守ることで、小さなサインを見逃さないようにしております。

悩みを抱える児童生徒の現状について、令和2年度の「スクールカウンセラー活用事業」の各学校からの報告によると、延べ約1万6千人の児童生徒が悩みを相談しており、その内容は「友人関係」「学業・進路の悩み」「家庭・家族問題」など様々でした。

令和4年度の取組ですが、コロナ禍で担任に悩みを直接相談する機会が減っていることや、児童生徒の多くがSNSを利用するようになっていることから、相談窓口の一つ

議 会 会 議 録

「教育について」

質疑者	ハートフル北九州 三宅 まゆみ 議員	回答者	教育長
-----	--------------------	-----	-----

として来年度よりSNS相談を開設することとしました。

相談は、無料通話アプリLINEのトーク・チャット機能を活用し、24時間、365日いつでも悩みを書き込むことができ、その相談内容に対して、SNSカウンセリングに係る研修を受けた専門の相談員が土曜日を除く週6日間、19時から22時まで、即時に返信するようにしております。相談することの大切さや相談できる窓口があることをしっかりと子どもたちに周知して、児童生徒が一人で苦しむことがないように支援してまいります。

続きまして、「レジリエンス教育」についてお答えします。

議員ご提案の「レジリエンス教育」については、学校生活や友人関係の中で思うようにいかない場合などに対応できる力を養う教育と捉えております。

本市では、これまで、子どもたちにこのような力を養うために、独自の自殺予防教育や「北九州子どもつながりプログラム」などの取組みを行っております。

具体的には、平成21年度に、関係機関と教育委員会とが共同でリーフレットを作成し、それ以降、このリーフレットを活用して、小学校6年生と中学校2年生を対象に「生涯にわたるメンタルヘルスの基礎」と題した自殺予防教育の授業を実施しております。

この授業の中では、「だれにでもこころが苦しいときがある」「どんなに苦しくても必ず終わりがある」ことを理解して、「だれかに相談できる力」を身に付けることを目的として、「こころの元気」や「しなやかさ」や「底力」を育てようとしております。

また、心の専門家であるスクールカウンセラーの協力のもとで、「北九州子どもつながりプログラム」を作成し、「人間関係づくりのスキル」や「子どもの自己有用感を高め、気持ちをコントロールする方法」、「友だちのよさを認め、協力できる関係づくり」などといったピンチをしのぐ力を高める取組みを、平成27年度から全部の小中学校の9年間を通して実施しております。

今後も、これらの取組みを継続していくことに加え、子どもの悩みに寄り添って、苦境を乗り越える力を身に付けさせるために、他都市の事例も参考にしながら本市の取組みを深めてまいりたいと考えております。

議 会 会 議 録

「市政運営について」

質疑者 日本共産党 荒川 徹 議員	回答者 教育長
-------------------	---------

(質疑)

本市の教育行政について尋ねます。

文部科学省の初の調査で、昨年5月1日時点で、予定どおり教員配置ができなかった公立の小中高と特別支援学校が、全体の約5%にあたる1,591校、合計で2,065人の欠員がありました。文部科学省は、想定を上回る育児休業の取得や、病気による休職、特別支援学級の増加などによるもので、「不足は望ましい状況でなく、子どもの学びに影響が出ないように計画的な採用を行ってほしい」としております。

そもそも、こうした教員不足の背景には、長時間労働などの厳しい職場環境による若者の教員離れがあり、国、自治体、学校が協力して仕事に魅力を感じて教職を志す人が増えるよう対策を強める必要があると指摘されています。

本市の昨年5月1日時点の不足は、小学校3校で3人、特別支援学校4校で4人でした。今年1日時点では、小学校15校で15人、中学校1校で1人、特別支援学校4校で4人の、合計20校、20人不足しております。

本市は、国に先んじて小学校全学年と中学校1年生で学級規模を35人以下としていますが、今後の更なる少人数学級への改善の取り組みは、子どもたちに行き届いた学びを保障するとともに、教員の負担軽減を図る上でも極めて重要であります。

そこで、中学校2、3学年においても、教員の増員を図りながら、早期に35人以下に学級規模を改善することを求め、見解を尋ねます。

(答弁)

本市における少人数学級編制についてですが、本市においては、国から配当された加配教員等を活用して、児童生徒に対するきめ細かな教育や、学校における業務改善、学力・体力の向上等の教育課題に取り組んでいるところです。

このような中、国においては、義務標準法の一部が改正されて、令和3年度から5年かけて、小学校の学級編制の標準が40人から35人に段階的に引き下げられることとなりました。

本市では、この法改正を契機として、今年度から国に先んじて、小学校全学年で35人以下学級を実施しております。

一方、中学校においても、1年生で35人以下学級とするとともに、2、3年生についても校長の裁量による35人以下学級を実施しており、国よりも充実した制度となっております。

中学校での35人以下学級実施についてですが、中学校では、1人の教員が特定教科を受け持って、複数の学級で授業を行う、いわゆる「教科担任制」であることから、学

議 会 会 議 録

「市政運営について」

質疑者 日本共産党 荒川 徹 議員	回答者 教育長
-------------------	---------

級数が増えた場合には、学級担任以外に、さらに教科担任の増員も必要となります。

そのため、学級編制に関する国の法改正がなく、増級に必要な定数が措置されない中では、中学校全学年を35人以下学級とすることは、小学校に比べてさらに困難であるため、現時点では考えておりません。

なお、中学校における35人以下学級編制の拡充については、指定都市教育委員会協議会等を通じ、国に対する教職員配置の充実改善の要望を続けているところです。

こうした要望に対して、令和3年11月、末松信介文部科学大臣が全国知事会等との協議の場において「小学校35人学級の教育効果を分析・検証し、中学校35人学級や、更なる少人数学級を含め、学校の望ましい指導体制の在り方について検討を進めてまいりたい」と発言されており、今後、国において少人数学級の在り方が議論されることと考えています。

いずれにしても、さらなる少人数学級の推進に関して、このような国の動向を慎重に注視してまいりたいと考えております。

議 会 会 議 録

「健康寿命の延伸について」

質疑者 自民の会 香月 耕治 議員	回答者 教育長
-------------------	---------

(質疑)

健康寿命とは、日常生活を制限されることなく健康的に生活を送ることのできる期間のことで、本市では、平成30年3月に第2次北九州市健康づくり推進プランを策定し、健康寿命の2歳延伸をスローガンに掲げております。

本市の平成28年の健康寿命は、男性が71.9年、女性が74.0年で、平成22年の調査と比べ、男性が3.5年、女性が1.8年伸びているのが状況です。全国平均との差も縮小していると聞いています。平均寿命から健康寿命を差し引いた、いわゆる不健康な期間については、全国と比べると、男性が0.1年短く、女性が0.8年長くなっております。

この不健康な期間を短くすることが、個々人の幸せのためにも、また、医療介護制度を持続可能とするためにも重要です。

健康寿命の延伸について、NHKスペシャルでは、NHKが独自に開発した人工知能AIが、お年寄り延べ41万人の生活習慣や行動のデータを分析し、人間では不可能な膨大な計算を行った結果、健康寿命に関わる意外なヒントが次々と浮かび上がりました。その中の一つに運動よりも食事よりも、読書が大事との項目があります。

番組では県民一人当たりの医療費や介護料が全国比最低水準の山梨県を取材していますが、山梨県は健康寿命が長く、男性が全国1位、女性も全国2位、しかし、運動やスポーツの実施率では全国で最下位にもかかわらず、なぜ健康寿命が長いのか、手がかりとなるのは、山梨県の人口に対する図書館数が全国1位という数字です。

番組では、山梨県の高齢者からの「知的な刺激を受けることが大事」とのコメントや学識者からの「図書館がそばにあると要介護リスクを持った人が少ない」などのデータがありました。健康を知的好奇心の面から考えるという非常に興味のある番組でした。

また、健康推進のために、食事・運動・医療だけでなく、あらゆる観点から考えていくべきだと認識しました。

そこでお尋ねいたします。

番組でもあったように、読書も健康寿命の増進につながると考えると、本市の未来のためにも、子どもへの読書活動の推進をさらに図ることで将来の健康寿命の延伸につなげるべきと考えますが、見解をお尋ねします。

(答弁)

本市の学校や地域における子どもの読書活動につきましては、平成27年6月議会で議員提案の条例として議決されました「北九州市子ども読書活動推進条例」に基づいて、子ども読書プランを策定して、様々な取組を進めてまいりました。

議 会 会 議 録

「健康寿命の延伸について」

質疑者 自民の会 香月 耕治 議員	回答者 教育長
-------------------	---------

その結果、これまでの取組の成果をご紹介します。

まず1点目、母子手帳交付とあわせて絵本パックを送る「はじめての絵本事業」を実施し、配布率99%と、妊娠時から子どもの読書に関心を持ってもらうきっかけづくりを進めたこと。

2点目、学校図書館職員を、全中学校区と特別支援学校に合計で63名配置して、学校図書館の常時開館など利用しやすい学校図書館づくりを進めたこと。

3点目、学校の授業時間以外には、普段読書を全くしない児童生徒の割合、いわゆる不読率についても、小中学生ともに改善されたこと。

4点目、平成30年12月には、子どもの読書活動の推進の拠点となる「子ども図書館」を開館し、学校図書館支援センターの機能として、学校図書館職員やブックヘルパーの研修、学校向けの貸出図書セットの充実など、学校における読書活動の推進を支援したこと。

5点目、子ども司書養成講座の開催や、子ども自身が図書館運営に関わる「ジュニアサポーター」の立ち上げなど、主体的に読書に関わる子どもの育成を図ったこと。こういった成果が上がっております。

さらに、令和3年3月には、子どもの読書を取り巻く環境の変化を踏まえ、時代に即した、より実効性のある「子ども読書プラン」に改定し、秋の読書週間に合わせた本市独自の「子ども読書の日」の制定や、全国初となる、子どもに特化した電子図書館の開設、また、小学校在学中の市立図書館見学の実施など、新たにプランに盛り込まれた事業の具体化を現在進めているところです。

読書を通じて、生涯にわたって自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは重要であり、子ども時代の読書活動は充実した人生を送るためにも必要であると考えております。

今後も、家庭、学校、地域において、子どもの読書活動が一層推進されるよう、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

議 会 会 議 録

「生命（いのち）の安全教育について」

質疑者 自民の会 香月 耕治 議員

回答者 教育長

(質疑)

令和2年6月、「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定されました。これは、誰もが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、社会全体で実効性ある取組を速やかに進めていくための方針だと考えられます。

この中では、令和2年度から4年度までの3年間で、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討はもとより、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等の取組を進めているところです。

この方針を踏まえ、文部科学省でも、子どもたちが性暴力の加害者や被害者、傍観者にならないよう、教育・啓発活動の充実、相談体制の強化、わいせつ行為をした教員等の厳正な処分等について、取組を強化することとなりました。

最近も、東京都の小学校教諭が以前担任をしていた女兒の画像を所持していたとして逮捕されたり、配信アプリで知り合った女兒にわいせつな画像を複数枚送信させたとして男が逮捕されるなど、連日、性犯罪の報道がなされている現状から、さらに性犯罪・性暴力対策の強化が必要であると考えます。

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものです。本来、子どもを性被害から守り、被害に遭った時に支えになるのは保護者や周囲の大人ですが、家庭内に加害者がいる場合や、虐待などが生じている家庭もあり、家庭がこの機能を十分に発揮できない場合もあります。

子どもたちが、性暴力の加害者や被害者、傍観者のいずれにもならないよう、学校教育がより大きな役割を果たしていくことが求められます。

今年度、本市教育委員会では、本市でも学校教育に活用するために「生命（いのち）の安全教育 指導の手引き」を作成すると伺っています。この手引きを市内の各学校が活用して、「生命（いのち）の安全教育」の意義や目的を理解した上で、計画的かつ系統的に、児童生徒が性暴力の加害者や被害者、傍観者のいずれにもならないよう、取組みの充実を図っていただくことを要望しながら、2点お尋ねします。

まず、「生命（いのち）の安全教育 指導の手引き」作成の経緯及び、目的についてお尋ねします。

次に、「生命（いのち）の安全教育 指導の手引き」を今後、どのように活用し、どのような効果を見込んでいるのか、見解をお尋ねします。

(答弁)

「生命（いのち）の安全教育」とは、子どもたちが性犯罪・性暴力の加害者にも、被害

議 会 会 議 録

「生命（いのち）の安全教育について」

質疑者 自民の会 香月 耕治 議員	回答者 教育長
-------------------	---------

者にも、傍観者にもならないようにするために、生命（いのち）を大切に考えることや、自分や相手、一人一人を尊重する態度などを、発達段階に応じて身に付けることを目指すものです。

また、これまでの本市での取り組みですが、小中学校の保健体育科や特別活動等の授業において、男女が互いに思いやりをもつことの大切さや、相手のよさや違いを認め合うことなどを学習しております。

また、「思春期健康教室」や「性暴力対策アドバイザー事業」などの外部講師による、出前授業も行ってきました。

昨今、子どもが性犯罪や性暴力の被害者あるいは加害者となるケースが全国的に発生してきており、本市としても「生命（いのち）の安全教育」を重点的に進めていくようにしたところです。

そこで、今年度、「生命（いのち）の安全教育」について、教職員研修を実施するよう各学校へ通知するとともに、授業で使えるプレゼン資料などを配布しました。

さらに、「指導の手引き」を作成し、教材や指導計画の例などを掲載して、先生方がすぐに授業で使えるようにしたところです。

「指導の手引き」の具体的な内容ですが、幼児期段階の指導における配慮すべき内容、そして小中学校9年間での発達段階に応じた系統的な指導、また、高等学校で活用できる教材や指導案といったように、発達段階に応じた指導内容を系統的かつ計画的に示した内容となっております。

また、これまで活用してきた本市独自の教材である「新版いのち」や「レッツ」、「ひびき愛」などについても、指導計画例に示し、様々な題材を活用した効果的な指導ができるように工夫しました。

例えば、手引きに掲載している「デートDV」という教材で、実際に学習した生徒からは、「恋人同士でも、お互いがお互いの所有物ではない、そういうことをしっかり理解してほしい」、「自分の気持ちを伝えて、我慢をしないことが大切だと思った」などの感想があり、お互いの気持ちを尊重することの大切さについて気付いております。

今年度中に、この「指導の手引き」を市内の小・中・特別支援学校、幼稚園、保育所に配布することにしていきます。

手引きの活用により、全ての教員等で目的や目標を共有し、全市で「生命（いのち）の安全教育」の推進を図ってまいりたいと考えています。

議 会 会 議 録

「不登校支援について」

質疑者 自民党・無所属の会 中村 義雄 議員	回答者 教育長
------------------------	---------

(質疑)

不登校対策について、お尋ねします。

コロナの影響で、休校等でなかなか学校に行けず、必要な経験や友達作り、信頼作りがうまくいかず、不登校になるのではないかと、この本会議でも申し上げてきました。

今年度、個人的にも不登校の相談を受けており、今まで以上に、不登校支援が必要だと考えています。

令和4年度当初予算案では、新規事業として、不登校等支援センターを設置する不登校等総合支援事業、不登校又は不登校の恐れがある児童生徒に対しての社会的な自立を図る教育支援センターの設置が挙げられています。

そこで、お尋ねします。

不登校等支援センター及び教育支援センターを含めた今後の不登校支援について、お尋ねします。

(答弁)

これまでも、不登校の未然防止、初期対応、長期化した場合への対応など、一人一人の状況に応じた支援をしています。また、教育委員会では、不登校支援体制を強化するために必要な組織改正について、関係部局と協議を進めてきたところです。

そこで、今議会において、現在の少年支援室を「教育支援センター」として設置する条例案を提出しており、今後は、教育委員会が有する専門スタッフやICT教育等を活用して、教育的支援を行うこととしています。

また、専門スタッフによる支援とその他の取組みとして、新設する「教育支援センター」を統括する「不登校等支援センター」には、専属のスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置することとしております。この他にも、不登校に対する市民の理解を深めるためのパンフレットを作成したり、フリースクール関係者との意見交換会を開催したりするなど、新たな取組みも進めているところです。

今後は、これらの取組みに加え、これまで各学校で行ってきた不登校に関する取組みを充実させ、より一層、子どもに寄り添い「社会的自立」に向けた支援に努めてまいります。

議 会 会 議 録

「インターネットでの誹謗中傷や人格侵害について」

質疑者 日本維新の会 松尾 和也 議員

回答者 教育長

(質疑)

インターネットでの誹謗中傷や人格侵害については、コロナ禍以前より社会問題となっていますが、このコロナ禍においては孤独や孤立を感じる人が増え、社会への繋がりを求めて、インターネットやSNSの利用に費やす時間も増えてきており、子どもから大人まであらゆる世代が当事者となり得る共通する問題であることから、この問題を取り上げたところです。

2020年5月に、プロレスラーの木村花さんがインターネットでの誹謗中傷に耐えかねて、ついには自らその命を絶たれた大変痛ましい事件がありました。先日、木村花さんのお母様が、日本維新の会副代表である吉村大阪府知事を訪ねてこられ、インターネットでの誹謗中傷に対して、日本維新の会として、また大阪府として、しっかりとした対策を行ってほしいと求めてこられました。この思いを受けて吉村府知事は、大阪府で独自の対策条例を作ることを表明しました。また、大阪維新の会の府議会議員団が条例制定に向けて現在取り組んでいると、日本維新の会の本部からの報告を私も受けたところです。

さて、インターネットでの誹謗中傷が、現実には面と向かって非難をされる誹謗中傷とどのように違って、一体何がより厄介なのかという点ですが、特徴をあげると明確な違いが幾つかあります。ここでは被害者側と加害者側に分けて話したいと思います。

まず加害者側は、行き過ぎた正義感や誤った正義感などから、非常に軽い気持ちで投稿やコメント等で誹謗中傷をしてしまいます。そのような行為に対しては、名誉棄損罪や侮辱罪などといった刑事罰の適用や、民事上の損害賠償請求も可能ですが、我が国の法制度からみると、いずれにしても制裁としては非常に軽いものに留まってしまっているというのが現状です。

また、加害者側が誹謗中傷を加える時間が非常に短いというのも特徴の一つです。投稿やコメントなどで行われる加害行為は、数秒、数十秒といったほんの一瞬の暇で行われてしまうことから、インターネット上における加害行為は、容易で手軽に行えてしまうと言えるでしょう。一方で、被害者側は、先ほど申し上げたような、容易で手軽に行われた加害行為に対して、時には自ら命を絶たねばならないほどに追い詰められてしまったり、また、精神的な苦痛を与えられることにもなりますが、その精神的な苦痛による被害は長期に及ぶこともあり、場合によっては、一生涯にわたって苦しめられる事にもなるでしょう。更に、加害者側に対して刑事罰の適用や民事上の損害賠償請求を行うにしても、相手は姿の見えない匿名の個人である場合が多いため、まずは氏名などの開示請求をインターネットプロバイダーに対して行わなくてはならず、精神的に苦しめられ

議 会 会 議 録

「インターネットでの誹謗中傷や人格侵害について」

質疑者 日本維新の会 松尾 和也 議員

回答者 教育長

ている状況下では非常に困難で、手間のかかる作業を行う必要があり、費用負担、そして費やす時間などを考えると、容易に行われた加害行為に比べると、被害者側の負担は重く、実にアンバランスで不利な状況にあると言えます。

インターネットでの誹謗中傷や人格の侵害は、被害者の精神的苦痛やその負担の重さを考えると、名誉棄損罪や侮辱罪といった現在の刑事罰では人格非難や人格否定を回復するには足りません。

また、これらの行為に対して民事上の損害賠償を求めるにしても、大変な手間と費用が掛かります。仮に勝訴を勝ち取れたとしても、日本維新の会の弁護士曰く、実際の賠償額の相場というのは数十万円から百万円程度であろうとのことで、これでは再発防止や抑止力にはなり得ません。アメリカやイギリスでは懲罰的損害賠償という考え方がありますが、これは損害賠償において加害行為の悪質性や反社会性が高いといった場合に、将来に同様の行為を阻止することを目的として、実際の損害を上回る賠償額を課すというものです。日本維新の会としても、この考え方を制度として一部導入できないか、国政においてこれを模索しているところです。

一方、インターネット上の誹謗中傷に関する条例としては、全国で最初の条例と言われている「群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例」がありますが、この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の禁止は明文化をせず、その被害者の支援を定めたものとなっており、前文には「県民が被害者にも加害者にもなることなく、自由かつ活発に情報を収集し、発信することができる社会、すなわち、誰もがインターネットの恩恵を享受できる、安心して安全な社会を実現することを目指す」としております。

本市の令和4年度当初予算案では、コロナ禍を通じてあらゆる分野で生じた人々の価値観の変化を的確に捉え、「日本一住みよいまち」の実現に向けて「SNS相談事業」「孤独・孤立対策のためのプラットフォームづくり事業」などの取組みを進めています。ここで2点、お尋ねします。

1点目に、現在の子供たちは、小さいころからスマホを利用し、また、新型コロナをきっかけにGIGAスクール構想も大きく前進するなど、児童生徒がインターネットやSNSに接する機会も当たり前の時代となりました。児童生徒がインターネットでの誹謗中傷や人格侵害による被害者または加害者とならないよう教育委員会としてどのように取り組まれておられるのでしょうか。

2点目に、昨年11月末に東京都町田市の市立小学校に通っていた6年生の児童が自殺する事件がありました。報道によれば、同級生がタブレットのチャット機能を使って、

議 会 会 議 録

「インターネットでの誹謗中傷や人格侵害について」

質疑者 日本維新の会 松尾 和也 議員

回答者 教育長

亡くなった児童に対して誹謗中傷を行っており、整備されたタブレットはパスワードが容易に特定できるなど管理体制があまりにもずさんだったとのことです。

本市でもタブレット端末を使用していますが、同様なことが起こるのではないかと懸念をしております。本市の児童生徒が学校で使用するタブレット端末などの管理体制についてもお聞かせください。

(答弁)

まず、1点目の児童生徒への取組ですが、小・中学生の携帯電話やスマートフォンの所持率が年々増加する中で、教育委員会では、携帯電話会社などから講師を招いて、児童生徒に対して、「SNSの正しい使い方」や、「フィルタリングの重要性」などの学習内容で、規範意識育成教室を行っております。

また、児童生徒や保護者に「あなたもしているかも！？ネットいじめ」「不適切な投稿の危険」などといったタイトルのもとで、ネットトラブルに関する啓発資料を作成し、毎月配布して、継続的に啓発に取り組んでおります。

この資料の中では、インターネットの正しい使い方や家庭でのルールづくりの必要性などを示しており、学校での指導内容を保護者と連携できるようにしております。保護者からは「家族で話し合うきっかけになった」などの感想をいただいています。

また、教職員のネットトラブルに対しての指導力向上にも取り組んでおり、基本的なSNS用語や、不用意な投稿と情報拡散の対処について、また、具体的な事例に対応するための教職員研修を行っているところです。

研修を受けた教職員からは、「自分が被害者だけでなく、加害者にもなりうるということを児童生徒に指導して、保護者にもしっかりと理解してもらおうようにしていく」などと子どもを守っていく立場としての前向きな感想が多くみられています。

トラブルに巻き込まれた際の対応としては、コミュニケーション手段として、SNSが普及していることや、児童生徒がトラブルに巻き込まれることも想定し、相談窓口の一つとして、新たにSNS相談事業を実施することとしており、いじめを含める様々な悩みに対応したいと考えております。

今後も、学校や保護者と連携し、児童生徒が正しくネットを使って、加害者や被害者にならないように、しっかり取り組んでまいりたいと考えています。

次に、2点目ですが、GIGAスクール構想により、1人1台端末が整備されたことで、議員ご指摘のように、端末を使ったなりすまし等による誹謗中傷などのリスクは高まっていると考えております。

そのための本市の取り組みですが、本市では、昨年度に端末を整備する時点で、使用

議 会 会 議 録

「インターネットでの誹謗中傷や人格侵害について」

質疑者 日本維新の会 松尾 和也 議員

回答者 教育長

者全員のIDやパスワードを個別のものとして、英数字と記号に加え、乱数字を含める複雑なものを使用することで、類推をより困難にして、なりすましを防ぐことで安全性を高めております。

加えて、学習で使用するアプリのチャット機能ですが、教員の管理下によるオンライン学習でのみ使用できるようにするとともに、SNSや不適切なサイトへの接続はフィルタリングにより、学校内外にかかわらず制限をしています。

また、IDやパスワードの重要性と取扱いの注意点については、「端末の活用マニュアル」をはじめとして、「端末持ち帰り時の確認事項」や「家庭での安心・安全なインターネット利用に向けたリーフレット」等を活用して、学校と家庭が連携して指導を行うようにしております。

今後の方向性についてですが、GIGAスクール構想において整備した1人1台端末は、個別最適化された、「創造性を育む学び」を支える有効な道具として、今後も一層、活用が進められるべきものです。

そのためにも、利便性とリスク管理のバランスをとりながら、安心・安全が確保できる管理体制をこれからも継続してまいりたいと考えています。

議 会 会 議 録

「子どもへの新型コロナウイルス感染対策について」

質疑者 村上 さとこ 村上 さとこ 議員	回答者 教育長
----------------------	---------

(質疑)

公立小中学校においては、濃厚接触者や感染不安などで登校できない場合、長期の休校時には、1人1台端末を活用したオンライン授業を実施することができるとしています。これも要望して、随分進んでまいりました。

しかし、希望者はまず学校に相談しなくてはなりません。よく保護者からご相談をいただくのですが、自分から申し出るのは大変にハードルが高いとのこと。

そこで、小中学校においても、保育園や私立幼稚園と同様に、「家庭で学習できる方はなるべくオンライン学習をお願いします」との協力依頼を予め家庭に出してはおけないでしょうか。今後も新たな感染拡大がいつ起こるとも限らず、今だけの話ではありません。「感染拡大期においては基本的に自宅学習、タブレットを活用」と基本方針としておけば、有効な感染対策となります。オンライン授業に児童生徒や学校教職員も大変慣れてまいりました。巨額を投じたタブレット端末です。積極的に活用をすべきだと考えます。ご見解をお伺いします。

(答弁)

本市では、新型コロナウイルス感染症の第5波が広がりました昨年9月からオンライン学習に本格的に取り組んで、全ての学校でオンラインによる学びの保障を行ってきたところです。

オンライン学習の推奨についてですが、今年1月の中旬からは感染が急拡大したことから、受験前の感染を防ぎ、受験機会を保障するために、1月末の私立高校の入試の前から3月の公立高校入試までの間、中学3年生のオンライン学習を推奨することとしました。

この取組みにより、オンライン学習の参加者は1月の下旬に、全児童生徒の約17%、1万2,000人を超えるまでに増加しました。

また、急な学級閉鎖の際に、オンライン学習を円滑に行えるように、学校で保管している端末を、原則、家庭保管とし、合わせてオンライン学習の希望を遠慮なくご連絡いただくように、全家庭に対し、学校から保護者への一斉メールで周知したところです。

対面学習とオンライン学習についてです。オンライン学習は、学校教育の中で学びの保障に有効な手段です。ただ一方で、対面授業に比べ、「集中力が続かない」、「協働学習が難しい」、「実験や実技を伴う学習が困難」などといったデメリットもあり、小中学校の学習を対面の授業に完全に置き換えることは難しいと考えております。

また、学校にはリアルな体験から得られる学びなど、子どもたちに必要な、価値ある教育活動に加え、居場所づくりや心のケアといった福祉的な機能もあるために、対面と

議 会 会 議 録

「子どもへの新型コロナウイルス感染対策について」

質疑者 村上 さとこ 村上 さとこ 議員	回答者 教育長
----------------------	---------

オンラインの最適な組み合わせという観点からも、子どもたちの学習の在り方については、教育の面からは十分に配慮する必要があると考えております。

新型コロナウイルス感染症が収束していない状況の中では、対面とオンラインのそれぞれの有効性を活かした教育活動を今後とも継続してまいりたいと考えております。

議 会 会 議 録

「教育現場等における人材活用について」

質疑者 若松を愛する会 本田 一郎 議員

回答者 教育長

(質疑)

現在、学校教育現場では、ICTの導入が進んでいます。本市も国のGIGAスクール構想に基づいて、児童生徒が1人1台使用できるGIGA端末の整備を行っています。

また、ICTを使う教員の支援のために、月2～3回学校に訪問しサポートを行うICT支援員を配置したり、学校からの問い合わせに対応するヘルプデスクを設置するなどサポート体制の充実を図っています。

しかし、私が学校現場の教職員から実際にお聞きした内容では、「現場の人員不足により、通常業務に追われてリモート授業まで手が回らない」、「リモート授業の講習会が定期的にあるが、知識のある先生が限定的である」、「教員自身に対応出来るスキルが身に付いてない」等の問題がありました。

学校現場でのICT体制の充実については、至急行っていく必要がありますが、私は家庭支援も大至急行っていくべきだと思います。

そこでお尋ねします。

ICTについては、教員だけでなく児童生徒や保護者も使いこなさなければいけません。特に保護者については、相談ができる相手がいないと、家庭でオンライン授業などに支障をきたします。家庭からのICT相談体制の充実について見解を伺います。

(答弁)

オンライン学習が本格的に始まりました昨年の9月の当初は、学校に家庭からトラブルに関する問い合わせ等の電話が多数寄せられ、その対応に学校が苦慮し、教員の負担増につながっておりました。

このために、教育委員会では、ICT活用支援事業によるヘルプデスクの開設や、指導主事による学校からの電話相談対応による支援を行っており、これは現在も継続をしております。

最近のオンライン学習の状況ですが、約半年間、オンライン学習を続けたことで、学校や家庭もある程度操作に慣れて、トラブル対応については、収束に向かっています。

しかしながら、急なトラブルや、新たにオンライン学習に参加する家庭への対応は、これからも必要であり、議員ご指摘のように家庭に向けた支援体制が課題となっております。

本市におきましては、国の補助事業を活用し、従来のヘルプデスクによるオンライン支援をさらに拡充させるために「GIGAスクール運営支援センター」を整備するための経費を、令和4年度予算に計上しております。民間事業者による専門性の高い技術的

議 会 会 議 録

「教育現場等においての人材活用について」

質疑者 若松を愛する会 本田 一郎 議員	回答者 教育長
----------------------	---------

な支援等を安定的に供給することを目指しているところです。

「G I G Aスクール運営支援センター」の具体的な支援としては、「端末の故障やネットワークトラブル等が発生した際の遠隔による対応」や、「端末を家に持ち帰った時の問い合わせ窓口の設置」としており、学校だけではなく、家庭からの問い合わせにも対応できるよう準備しているところです。

今後は、指導主事による支援体制と合わせて、「G I G Aスクール運営支援センター」を稼働させることで、学校や家庭で発生した、様々な端末トラブルの相談にしっかりと対応できるよう、相談体制の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

議 会 会 議 録

「市立中学校の校則の見直しについて」

質疑者 ハートフル北九州 白石 一裕 議員

回答者 教育長

(質疑)

市立中学校の校則の見直しについてお伺いします。

校則は、児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくために、学習上、生活上の規律としての行動の指針として、各学校において定められているものです。学校は集団生活の場であることから、一定のきまりは必要であり、社会規範の遵守といった視点からも、校則は教育的意義を感じる場所です。一方で、近年、「ブラック校則」が全国的にも話題となっており、報道でも「学校における校則の内容や校則に基づく指導に関して、必要かつ合理的な範囲を逸脱しているのではないか」といった内容で、大きく取り上げられています。

そのような社会の流れの中で、令和3年6月文部科学省から全国の教育委員会に対して、各学校における積極的な校則の見直しを進めるよう通知が出され、九州でも校則見直しの動きが広がっているという報道もありました。

本市で、昨年末に行われた、令和3年度北九州市総合教育会議において、板櫃中学校が「学校のきまり見直しプロジェクト」という委員会を立ち上げ、生徒会や保護者や地域の代表から意見を聞いたり、アンケート調査や学級で話し合ったりする等の取組の紹介がありました。その中で、「生徒が見直しに参画することで『守られるきまり』から「自分たちで守るきまり」となり、生徒の自立につながった」といった校長先生の感想にもあったように、このような、生徒に主体的に考えさせる取組は大変重要であると考えます。

また、過去の議会において教育長は「生徒の実情や保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえ、積極的に見直しを行うように学校に対して通知するとともに、学校の取組が進むように支援してまいりたい。」と答弁されていることから、各中学校において校則の見直しが進んでいるのではないかと思います。

そこで、お尋ねいたします。

1点目に、この一年の間に、市内中学校でどのように校則見直しの取組を進めているのか伺います。

2点目に、生徒が主体となった校則見直しの取組を行うことで、どのような教育的効果があるのか見解を伺います。

3点目に、令和4年度から八幡東区の学校において「小中一貫教育モデル校区」を指定すると聞いています。小中一貫教育では、9年間で子どもを育てる取組を進める中で、各中学校区で共通して守る基本的なルールづくりについて、どのように考えているのか伺います。

議 会 会 議 録

「市立中学校の校則の見直しについて」

質疑者 ハートフル北九州 白石 一裕 議員

回答者 教育長

(答弁)

まず、1点目と2点目について、まとめてお答えします。

学校への周知ですが、学校と児童生徒を取り巻く社会環境や状況の変化に対応するために、教育委員会は、昨年3月に北九州市立の全校に対して、学校や地域、時代の進展等を踏まえること、児童生徒や保護者が参加するよう工夫すること等に留意して積極的に校則の見直しに取り組むよう通知しています。

さらに、議員ご指摘の、昨年6月の文部科学省からの通知を受け、各学校に対して、取組み事例を紹介するとともに、学校や地域の実態に応じた校則の見直しを進めるように、重ねて通知をしたところです。

校則を決定する最終的な責任は、校長とされています。そこで、今年度、中学校長会が「校則検討委員会」を立ち上げて、スクールロイヤーから意見をもらいながら、各学校が校則を見直す際のポイントとなる「校則の見直しの視点」を作成しました。

この「校則の見直しの視点」では、合理的な説明ができるものであること、生徒や保護者等が校則の見直しに様々な方法で参画すること、社会の変化に校則が柔軟に対応できる仕組みを構築すること等に留意するとともに、学校や地域の実態に応じた校則になるように示すなど、全中学校で共通理解が図れる内容となっております。この視点に基づき、現在、各中学校で校則の見直しに取り組んでいるところです。

生徒が主体的に校則の見直しに取り組むことは、校則に対する意味や意義の理解を深めて、それを主体的に守ろうとする自立した態度の育成や、主体的に社会に参画しようとする態度の育成等、多くの教育的効果が期待されるところです。

校則については、社会環境や児童生徒の状況は、日々変化するため、絶えず積極的に見直す必要があると考えております。来年度以降も、各中学校において、生徒が校則の見直しに参画する機会を設けて、保護者の意見をもらうなどの取組みが進むように支援してまいりたいと思っております。

次に、3点目についてお答えします。

令和4年度から2年間、八幡東区の「中央中学校と八幡小学校」、「尾倉中学校と皿倉小学校」の2中学校区を指定し、小中9年間を通じて系統的な教育を行い、効果検証を行う予定です。

中学校区での共通のルールづくりについてですが、これまで、小学校においても「生活のきまり」などの学習上、生活上のルールはあるものの、中学校では校則に基づいた生徒指導がなされることで、小学校と比較して厳しさを感じ、いわゆる中1ギャップの背景の一つとなっていると考えられます。

議 会 会 議 録

「市立中学校の校則の見直しについて」

質疑者 ハートフル北九州 白石 一裕 議員

回答者 教育長

そこで、これまで各中学校区では、生徒指導面での統一を図るため、小中学校の教員で、中学校の校則を踏まえた共通の「生活習慣や学習習慣のきまり」を作成して、小学校段階から統一した指導を行うことで、中学校への円滑な移行につなげるようにしてきました。現在、市内の各中学校では、学校や地域の実態に応じた校則になるように、生徒が学級会や生徒総会等の機会を活用し、校則の見直しに取り組んでいるところです。

これからモデル校区においては、この中学校での校則見直しの取り組みを受けて、小学校の児童会と中学校の生徒会が、中学校区で共通した「生活習慣や学習習慣のきまり」について、共に話し合っていくなどの取り組みが考えられます。

このような取り組みを通じて、子どもの主体性や自立する力の育成を高めるとともに、本市が目指す子どもの姿に向けて、小中9年間を通じた連続性・系統性のある教育活動による教育的効果について、モデル校区で研究を行ってまいりたいと考えております。

議 会 会 議 録

「KGGについて」

質疑者 公明党 富士川 厚子 議員	回答者 教育長
-------------------	---------

(質疑)

KGGについてお伺いします。

4月28日、旧スペースワールド跡地に「ジ アウトレット北九州」がオープンしますが、その中に、大型英語体験型施設「KITAKYUSHU GLOBAL GATEWAY (KGG)」が出店します。

私も、東京都江東区にあります英語村「TOKYO GLOBAL GATEWAY」へ視察に行き、事業者をはじめ関係者の方々からお話を聴くことができました。

TGGでは事前に学校で勉強をし、1グループ8名程度でショッピングやダンス、工作、またテレビ番組の作成などが体験でき、様々な国の外国人スタッフが全て英語で子どもたちと会話をする英語だけの世界でした。日常から離れ、海外をイメージして作られた街並みで学校の授業では実施が難しい、グローバルな世界を体験することができます。

令和4年度予算にも、教育環境の更なる充実ということで「KITAKYUSHU GLOBAL GATEWAY体験支援事業」が計上されており、小6から中3までの児童生徒がKGGに1度は訪問し、ネイティブな英語を体験する、とのこと。このような施設は西日本に1つしかなく、北九州市としても大きな財産であると思います。

私も大学生のころ、海外に短期語学研修に行き、英語の苦手意識が変わり、世界観が大きく広がりました。今はコロナ禍で海外への渡航、留学が難しく、また外国人と触れ合う機会の少ない中、ここでの体験は頭で考える英語から体験で学べる英語であり、子どもたちにとってとても貴重な経験になると思います。そこで、お伺いします。

本市には民間の英語幼児園はありますが、インターナショナルスクールがない中、この施設の活用は子どもたちの可能性が広がり、英語が難しいなどいった苦手意識を持っている子どもたちの意識が変わると考えます。お金はかかりますが、これからもKGGと連携し、ALTの授業の一環として継続的な授業を行なってはどうかと考えますが、見解をお伺いします。

(答弁)

外国語教育について、学習指導要領では、コミュニケーションを行う場面で、状況等に応じて、自分の考えなどを伝え合うことが目標の一つとされております。

そのため、本市では、ALTを積極的に活用するなど、児童生徒のコミュニケーション力の育成に継続的に取り組んでおります。

「KITAKYUSHU GLOBAL GATEWAY (KGG)」では、マーケットやレストランなどの5つのアトラクションで海外疑似体験ができ、外国人講師と場面

議 会 会 議 録

「KGGについて」

質疑者 公明党 富士川 厚子 議員

回答者 教育長

や状況等に応じた会話ができると聞いております。

KGGでの体験活動で期待できる効果としては、日頃の授業で学習した英語を、各アトラクションで使ってみることで、会話が成立したときの楽しさが感じられ、その後の英語学習への動機づけに繋がるのが期待できます。

そこで、英語村事業での活用については、市内の小学3年生から中学3年生までの児童生徒が、学校における教育活動の中で、1度は体験学習ができるように考えております。

令和4年度ですが、北九州市立の小・中・特別支援学校では、北九州英語村の受け入れ人数などを考慮して、小学校6年生から中学3年生までの児童生徒が体験学習を実施するようにしております。

今後、北九州英語村に対して、学校で学んだことが生かせるプログラムにすることや、個々のレベルに合わせることを要望して参ります。本市の子どもたちが、北九州英語村で日頃の学習の成果を活かして、達成感・成就感を得られるようにしていきたいと考えております。

議 会 会 議 録

「不登校児童生徒への支援について」

質疑者 公明党 中島 隆治 議員

回答者 教育長

(質問)

不登校児童生徒への支援についてお伺いします。

令和2年度の小中学校で30日以上欠席した不登校児童生徒は 全国で19万人を超えて過去最多となりました。本市でも平成28年度から5年間は増加傾向にあり、直近の令和2年度は1,233人となり、深刻な状況となっております。こうした増加傾向は、新型コロナウイルスの感染拡大が背景にあり、休校による生活のリズムの乱れなどによる影響との見方が示されています。そんな中、2月15日号の市政だよりには不登校についての掲載がなされ、不登校は問題行動ではなく、将来、子供が幸せな生活を送れるよう社会的に自立することが大切であるとあります。学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、社会的な自立を育むことが重要で、そのためにどう支援して行くかと言われてしています。

本市の不登校支援については、教職員による不登校児童生徒に寄り添った家庭訪問の対応などを始め、少年支援室やフリースクールとの連携、不登校状態の子供に寄り添った「次への一歩応援事業」また、欠席が長期長期継続している中学生を対象にした「未来へのとびらオンライン事業」など、幅広く個に応じたきめ細やかな対応ができるよう多様な教育機会を確保しております。さらには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を行ない、教育相談体制の充実を図っております。

こうしたさまざまな不登校支援がある中で、関係機関や教職員などと不登校児童生徒がどのような形であれ、繋がっているということが大切であり、孤独にさせないということが重要であると考えます。

そこで2点お尋ねします。

1点目に令和4年度予算議案にある条例の一部改正によって、これまでの少年支援室への取り組みを教育委員会はどのような思いで受け継ぎ、また、不登校支援センターの新たな設置によって、不登校児童生徒への取り組みがどのように評価されるのかをお伺いします。

2点目に実際にこれらの支援を利用する児童生徒は、人数の割にはまだまだ少ないのが現状であり、訪問支援を行うにしても人数と人員が足りません。特に長期欠席の不登校については引きこもり支援専門のNPO法人や学生サポーターなども活用して引きこもり傾向にある子供に対して訪問支援する体制を整えてはどうかと考えますが、見解をお伺いします。

(答弁)

これまでの少年支援室は、非行やいじめなどに悩む児童生徒に対して、福祉的な支援

議 会 会 議 録

「不登校児童生徒への支援について」

質疑者 公明党 中島 隆治 議員

回答者 教育長

を行う重要な役割を果たしてきたと認識しております。これまでも、教育委員会では、少年支援室と連携しながら、通所する児童生徒に対する支援を行ってまいりました。

近年、子どもや家庭、地域を取り巻く環境が変化していく中で、少年支援室の活動もそのほとんどが不登校に対する支援や相談が中心となってきており、国においても、無償の学習機会の場の提供や不登校支援の中核的な役割を果たす「教育支援センター」の設置を求めてきております。

そこで、不登校児童生徒への教育的支援をより充実させたいという思いから、今議会において、現在の少年支援室を受け継いで、不登校支援に特化した新たな学びの場を提供するために教育委員会が所管する「教育支援センター」として設置する条例案を提出しております。

「教育支援センター」では、これまでの支援に加え、基礎学力の補充を図るための1人1台タブレットを活用した学習や集団生活への適応のための新たな教育施設を活用した体験活動などの教育的支援を強化させることとしています。

また、新設する「教育支援センター」を統括するために「不登校等支援センター」には専属のスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置いたしまして、児童生徒や保護者への心理面や福祉面の相談支援などを行うこととしています。

さらに、教育支援センターにも通所できない児童生徒を対象として、1人1台タブレットを活用した「オンライン支援室」の運用も予定しており、家庭にしながら支援が受けられる、これまでにない、新たな不登校支援も現在準備を進めているところです。

長期欠席の不登校児童生徒への訪問支援の対応としては、これまでも、各学校から、担任や養護教諭、生徒指導担当などが家庭訪問に行くなど、「チーム学校」として、組織的に支援を行っているところです。

また、不登校状態にある中学生が、卒業後に孤立してしまうことがないように、卒業前からの訪問支援を行う「不登校状態の子どもに寄り添った次への一歩応援事業」を、子ども家庭局がNPO法人を活用して実施をしております。

なお、この訪問支援に学生を活用することについては、単独で訪問した場合などでは、対応に課題があるのではないかと考えております。

そこで今後は、教育支援センターでの子どもたちの学習や体験活動への支援を行うボランティアとして、学生の活用を拡充し、これまで以上に子どもに寄り添った支援を行っていきたいと考えております。

議 会 会 議 録

「公立夜間中学校設置検討事業について」

質疑者	ハートフル北九州 小宮 けい子 議員	回答者	教育長
-----	--------------------	-----	-----

(質疑)

公立夜間中学校設置検討事業について、お伺いします。

本市教育委員会では令和4年度の新規事業として、公立夜間中学校設置検討事業を挙げ、「ニーズ調査の結果を踏まえ、全国の先行事例と本市の状況を研究し、関係者を集めた会議を開催するなど、今後の方向性を検討する」とあります。この公立夜間中学校に関して本市が行ったニーズ調査の結果については、昨年12月議会における教育長の答弁で、「本市において一定のニーズがあること、比較的若い方々が学びの場を求めていること、ニーズ調査に寄せられた多くの意見をふまえて検討を深めていく」との説明がありました。今後、本市の公立夜間中学校開設の方向性を検討していくにあたっては、ニーズ調査において「学びたい」と回答された方々の期待に応えられるものにしなければなりません。

そのためには、まず、年齢や国籍、言語などが異なり、多様な生活背景をもっている生徒が在籍し、それぞれが持つ目標に向かって共に学びあえる本市の公立夜間中学校のあるべき姿を示し、その目指す姿を実現するために必要な学校づくりの視点や考え方、教育内容を示す必要があります。公立夜間中学校が多様な市民の学びのニーズに応えるには、一律の教育内容や教育方法ではなく、可能な限り一人ひとりの実態を踏まえた教育が求められます。そこでお尋ねします。

1点目に、公立夜間中学校設置にかかる今後の方向性を検討する中で、不登校状態にある学齢生徒の、学びの機会の選択肢の一つとして、公立夜間中学校での受け入れの検討をしてはどうでしょうか。また、学用品費の負担が苦しいなど、経済的理由で公立夜間中学校への入学を躊躇している方を後押しするために、市立中学校の就学が困難と認められる生徒に就学上必要な経費の一部を援助する就学援助制度に類する、経済的支援を行うことを検討してはどうでしょうか。併せて見解をお聞かせください。

2点目に、関係者を集めて開催する会議の構成員についての提案です。本市の穴生中学や城南中学校での自主夜間学級のスタッフを会議のメンバーに加えてはいかがでしょうか。20年以上の実践を積み上げてきた経験のある方々の意見は、多様な市民のニーズに応えるために重要なものとなると考えますが、見解をお聞かせください。

3点目に、市長や教育長は、穴生中学や城南中学の自主夜間中学校で、広い年齢層の生徒さんたちが、いろいろな背景をかかえてきた中で、今は「学ぶこと」を心から楽しんでいるという姿をご覧になったことがあると思います。本市が設置を検討している公立夜間中学校で「学ぶこと」を心から楽しみながら、各個人が自分の将来を描くことのできる学校づくりをめざしていただきたいと思います。これは要望に止めておきます。

議 会 会 議 録

「公立夜間中学校設置検討事業について」

質疑者	ハートフル北九州 小宮 けい子 議員	回答者	教育長
-----	--------------------	-----	-----

(答弁)

公立夜間中学校につきましては、様々な事情などから十分に義務教育を受けることができなかつた方々の「学びの場」として、令和3年度現在ですが、12の都府県に36校が設置されております。

政府による各都道府県・政令市への設置要請を受け、各地で設置に向けた検討が進められており、令和4年4月には、全国で新たに4校が開設予定と聞いております。

本市では、令和3年の夏に調査を行い、市内に一定のニーズがあることが確認できたために、新年度予算に「公立夜間中学校設置検討事業」を計上させていただいたところ です。

不登校生徒の受け入れについてですが、令和3年度現在、学齢期生徒を受け入れている公立夜間中学校はありませんが、この4月に香川県で開校予定の三豊市立高瀬中学校の夜間学級が、学齢期の不登校生徒の受け入れに向けて、文部科学省に必要な手続きを行っていると聞いております。

これが実現すれば、夜間中学校で初の不登校特例校となります。しかし、夜間中学校は、基本的には夜間に授業が行われるため、学齢期の生徒を受け入れる場合には、通学時の安全面や、子どもに与える影響、また、教育委員会が現在取り組んでいる不登校対策に関する様々な施策との整合性など、慎重な検討が必要であると考えております。

新年度に立ち上げる予定の検討会ですが、全国の先行事例と本市の状況を研究し、校舎位置と学校規模を決めるための条件として、通学の利便性や、施設改修の必要性、また、夜間中学校に期待される機能として、学齢期生徒の受け入れや、経済的な支援策、そして、基本的なカリキュラムとして、時間割の案や、修業年限などについて議論することとしております。

また、この検討会への参加者には、大学教授など学識経験者、不登校生徒への対応といった、若者支援に携わっている方々、中学校、定時制高校の先生、さらにまた、議員ご提案の、本市において長く活動を続けてくださっておられる、「穴生・城南中学校の自主夜間学級」に携わっている方々にも、ぜひご協力いただきたいと考えております。

この検討会でのご意見を参考に、教育委員会として、本市における「公立夜間中学校」の基本設計にあたるものをまとめてまいりたいと考えております。

議 会 会 議 録

「ヤングケアラーについて」

質疑者 日本共産党 永井 佑 議員

回答者 教育長

(質疑)

ヤングケアラーについて調査・把握・適切な支援を求めて質問します。

ヤングケアラーは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どもを指します。ケアが必要な人は主に、障がいや病気のある親や高齢の祖父母ですが、兄弟や他の家族の場合もあります。

昨年度行った国の調査では、世話をしている家族がいると回答した中学生は17人に1人にのぼり、ケアを始めた年齢の平均は9.9歳といます。多感な思春期に担うケア負担は、学業の遅れ、友人と過ごす時間が減る事によるコミュニケーション能力の欠如等に繋がる可能性もあります。

また、多くが進路選択を制限せざるを得ない状況に不安を抱えており、大変深刻な問題です。昨年9月、本市は公立の中高校生にアンケートを実施し、兄弟の世話などを週4日以上1日平均1時間以上している中学生が1,215人、高校生が13人いる事が明らかになりました。学校はこれら生徒と面談の上アセスメントを実施し、中学生5人について、区役所の子ども家庭相談コーナーと連携した支援に繋がっています。ケアを行っている子ども自身が「ヤングケアラーである」という認識がないことや、困っていても「誰に相談をしたらいいかわからない」という場合が多くあります。

本市には、相談の担い手であるスクールソーシャルワーカーが18名しかおらず、1人で何校も担当しています。市内の小、中学校合わせて、191校ある本市において、子どもや教員からの相談、実態把握、関係機関と連携した支援を実施するには不十分な状況です。

そこで、質問します。

当事者である子どもや支援者である教員がヤングケアラーについて知ることが必要です。啓発パンフレットや教材を作成・配布する等して、学校でヤングケアラーについて学べる機会を作る事を求めます。さらに、気軽に相談できる環境と早期発見、当事者に寄り添い、適切な支援に繋げるため、スクールソーシャルワーカーを増員すべきです。答弁を求めます。

(答弁)

児童生徒や教職員が、ヤングケアラーについて正しく理解することは、大変重要なことだと認識しています。

教職員への理解を深めるための取組みとして、今年度は、管理職を対象に、ヤングケ

議 会 会 議 録

「ヤングケアラーについて」

質疑者 日本共産党 永井 佑 議員

回答者 教育長

アラーの定義や、ヤングケアラー疑いの児童生徒を発見したときの対応についての研修を行いました。また、虐待対応の担当者に対して、大学教授を講師として、ヤングケアラーの支援の在り方についての研修も行いました。

これらの内容を各学校で共有することで、教職員一人一人がヤングケアラーの現状や支援の在り方に対する理解を深めて、教職員のアンテナを高めるようにしています。

来年度は、今年度の取組みに加え、児童生徒の理解を深める取組みとして、児童生徒に対して、人権推進センターなどが作成した資料等を授業の中で活用することで、「ヤングケアラーの実態」や「相談することの大切さ」等についての理解を深めるようにしています。これらの取組みにより、児童生徒自身が、ヤングケアラーであることに気が付き、相談しやすくなることで、ヤングケアラーの早期発見につながるものと考えています。

スクールソーシャルワーカーの役割ですが、スクールソーシャルワーカーは、不登校や虐待、ヤングケアラーなどの様々な課題に対して、「福祉の専門家」として、学校と関係機関との連絡調整を担っております。

これまでも計画的に、スクールソーシャルワーカーの増員を図ってきたところですが、今後も、児童生徒の背景にある家庭環境等にも注視しながら、効果的な活用に向けてまいります。

議 会 会 議 録

「障害者及び特別支援学校児童・生徒のICTの更なる利活用について」

質疑者 公明党 木下 幸子 議員

回答者 教育長

(質疑)

障害者及び特別支援学校児童・生徒のICTの活用についてお伺いします。

障害のある生徒が生涯にわたって自立し、社会参加していく為には一般企業などへの就労を支援し、まずは職業的な自立を果たすことが大変に重要で、多くの保護者の方々もそのことを大変に望んでおられます。

しかし、本市の特別支援学校についてみると、卒業生のうち一般企業への就職者の割合は、令和元年度は4割程度まで上昇しましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行の影響などにより4分の1程度に止まっています。特に、特別支援学校児童・生徒においては、早期にそのお子さんの特性や興味を見い出し、卒業後の就労先や一般就労を見据え、時間をかけ出来る事を生かし、伸ばしてあげられる様な指導や支援を地道に継続し、時間をかけたキャリア教育や職業教育を行っていく必要があると考えます。

小池特別支援学校では、平成27年度より企業への就労を希望している生徒を対象に、ICT支援員として派遣した民間事業者の方と共にパソコン指導を受けています。この学習後に行われた産業現場など実習先での仕事として行った事務作業がスムーズに行えたと、とても良い結果が報告されています。

特別支援学校児童・生徒においては、コロナ禍でデジタル化やリモートワークが一気に拡大されたこの時期を絶好のチャンスと捉え、卒業後に企業の求める即戦力のデジタル人材などに成長できるよう就労支援に繋げてもらいたいと考えます。

そこで、お伺いします。

本市では令和2年12月末までに、児童生徒が1人1台利用できるようにタブレット端末を各学校に整備しており、特別支援学校も整備済です。タブレットはどのように活用されているのでしょうか。ICTを使う事は特別のことではありません。「苦手を無くす」から「得意を伸ばす」ことが大事です。例えば「字を書くことが苦手な書字障害」の生徒でも、タブレット端末を使って作文を書くことやテストを受けることが出来ます。見解をお聞かせください。

(答弁)

タブレット端末の整備について、本市の小・中学校に、パソコンからの移行がスムーズなWindows仕様の端末を整備したところです。

一方で、特別支援学校や知的障害の特別支援学級には、個別の障害特性に配慮した活用ができるように、直感的な操作が可能で、生活への汎用性が高いiPadを整備したところです。

このiPadの整備について、教育委員会では、児童生徒の障害や発達の程度に応じ、

議 会 会 議 録

「障害者及び特別支援学校児童・生徒のICTの更なる利活用について」

質疑者 公明党 木下 幸子 議員

回答者 教育長

学習や生活の場面で活用ができるように、60種類以上のアプリをインストールして、各学校に配備しました。

タブレット端末の利活用の状況ですが、本市の特別支援学校では、以前より、魔法のプロジェクトなどの先進的なICT活用の実績を踏まえ、様々な活用事例があります。

例えば、知的障害がある児童に対しては、「お金の学習」アプリを活用して、画面上の硬貨を操作することで、金銭感覚を養ったり、また、言葉の発声が困難な児童が、「ドロップトーク」というアプリを活用して、入力した文字を音声化し、気持ちを伝えることができたり、字を書くことが苦手な生徒が、メモアプリを活用して、教師の助言を文字化して、正確に記録するといったような、個々の障害特性に応じた学習指導が行われております。

このように、障害がある児童生徒の可能性を引き出して、得意なことを生かす教育を行うためにも、ICT機器を日常的に活用していくことは、教育委員会としても重視をして取り組んできたところです。

今後も、タブレット端末を活用して、個別最適な学びに向けた実践を積み重ねるとともに、ICT機器を活用した就労機会の開拓を進めるなど、児童生徒の自立と社会参加を目指した教育のさらなる充実に努めてまいりたいと考えています。

議 会 会 議 録

「中学校標準服のリユース事業について」

質疑者 自民党・無所属の会 吉田 幸正 議員	回答者 教育長
------------------------	---------

(質疑)

中学生の標準服のリユースについてお尋ねします。

本市の経済状況、市民所得平均は、政令市の中では残念ながら最下位となっており、教育環境の中での経済支援を貧困の連鎖を断ち切るという観点からも、大変に重要です。

本市は、現在、教育委員会などで、児童貧困対策として学校教育法第19条に基づく就学援助事業において、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、義務教育の段階、児童生徒の就学を確保するために必要な援助を行っています。

具体的には、市民非課税世帯や児童扶養手当受給世帯、ひとり親家庭等には、新入学学用品費、学用品費、学用費、修学旅行費、校外活動費、通学給食費などの援助に取り組むところであり、対象世帯は、中学校で約20%とお聞きしています。学校の標準服は高価なため、入学時に卒業までの使用を前提とされ、サイズ感はあまりよいとは言えず、また、想定よりも体格が伸びた子は、きつい標準服で過ごすことを余儀なくされ、こうした現状を踏まえて、事業推進を提言します。

標準服のリユース事業は、他都市でいくつか実施されている事業ですが、その多くの事業でガイドラインといわれるものが存在をしています。例えば、群馬県千代田町では自治体が事業主体となり、町民から再利用可能な各制服等を回収し、それらを必要とする町民へ配布することで、資源の有効活用、循環型社会の構築、及びゴミの減量化、並びに子育て家庭への支援を目的として事業を開始しています。

また、新潟県では新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した子育て世帯の子どもたちの就学等に係る経費負担を軽減するため、学用品とリユース事業を行う団体の取組に対して、補助金を交付しています。両方ともとてもよい制度だと思います。

そして、ガイドラインには、クリーニングしておくことや、ネームタグの除去など、プライバシーに関する配慮や不適切と思われる購入者のチェックなどが主なところがあります。私自身も、中学校を卒業する子をもつ親として、標準服をごみ箱に捨てて燃やしてしまうのに抵抗を感じた一人であります。環境への配慮の意識のある人と標準服をつないでいる人のつながりが重要と思い、現在、本市では、標準服のリユースに関するきまり・ガイドラインがありません。保護者やPTA、NPO、あるいは事業者が、学校でリユース活動を行うためにも、一定の基準が必要だと考え、それを示すことが教育委員会の事業推進の意思表示となり、生徒が物を大切にす気持ちなどを高めます。この取組は誰一人取り残さないというSDGsの理念を体現するものだと思います。

そこでお尋ねします。

議 会 会 議 録

「中学校標準服のリユース事業について」

質疑者 自民党・無所属の会 吉田 幸正 議員	回答者 教育長
------------------------	---------

本市もPTA協議会などとも連携をして、中学校の標準服のリユースの基準となるガイドラインを策定し、標準服のリユース活動を支援し推し進めるべきと考えますが、見解を求めます。

(答弁)

本市における標準服のリユースの状況についてですが、各学校で卒業生等に不要になった標準服の寄付を呼びかけ、集まった標準服を学校で保管し、保護者からの申し出により、貸出しをしています。また、PTA等が主体となって、バザー等で販売や譲渡を行っている学校もございます。

その他に、不要になった標準服を買い取って、リユース品として販売している民間事業者や、標準服を必要としているひとり親家庭への支援として、リユースした標準服を無償で譲渡している団体もあると聞いております。

他の自治体においては、ごみの削減や子育て支援などの目的で、標準服等を回収して、リユースに取り組んでいる事例もございます。

令和2年度より、機能性と多様性に対応するために導入された「北九州スタンダードタイプ」の標準服は、現在、約半数の生徒が着用しております。令和5年の3月には、これらの生徒が卒業するために、これまで以上に、同じタイプの標準服の全市的なリユースが可能となります。

このリユースの制度として、議員ご提案のガイドラインを作成するにあたり、破損など標準服の状態の確認、洗濯やクリーニングなどの衛生面の管理、保管やメンテナンスに係る費用及び費用負担の在り方、業者への持ち込みや転売への対策など、安心してリユースを推進するための課題も多く、ひとつひとつ整理する必要があると考えております。

いずれにしても、児童生徒や保護者にとって、機能性や多様性の面だけでの選択だけではなく、経済面においても選択の幅が広がることは、有益であるため、教育委員会としても、資源の有効活用と保護者の立場に立ったリユースの在り方について、検討してまいりたいと考えています。

議 会 会 議 録

「放課後等デイサービスを利用する子供の運動する機会の確保について」

質疑者 ハートフル北九州 奥村 直樹 議員

回答者 教育長

(質疑)

放課後等デイサービスとは、小学校から高校に就学している障がいを抱えた子供に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいいます。

厚生労働省の統計によると、放課後等デイサービスは、平成24年に制度がスタートしたときの利用者数51,678人から、令和3年10月には276,714人となっており、利用者数は増え続けています。本市においても、令和3年4月時点で159か所の事業所があり、同年10月における実利用人数2,262人は、平成31年3月の1,662人に比べて600人も増加しています。

社会のニーズに応じ、株式会社などの営利事業者が参入したことで放課後等デイサービスの数が増えて、障がいを抱えた子供たちの放課後の居場所が増えています。

放課後等デイサービスを運営する事業者の方々に話を伺うと、「施設の部屋では十分な広さがないため、子供たちが思いっきり身体を動かす機会に乏しく、有り余るエネルギーを発散するのが難しい」という悩みを耳にすることが少なくありません。

先ほど述べたように多くの営利事業者が運営していますが、例えば市営体育館を借りる場合は営利目的となり、使用料金が一般料金の3倍と定められているため、利用のハードルが高い状況にあります。同じ子供でありながら営利目的か否かによって使用料負担が異なり、運動できる機会に差が生まれないようにするべきだと考えます。

そこでお尋ねします。

身近な運動施設として小学校があります。既に「遊び場開放」事業や「目的外使用許可」で、児童の安全な遊び場確保等のため、学校教育に支障のない範囲で運動場や体育館を開放しています。

しかし、これらの事業においても営利事業者は登録することができない等の制約があります。放課後等デイサービスを利用する児童たちの安全な遊び場として、遊び場開放や目的外使用許可の対象団体に営利法人の運営する放課後等デイサービス事業者を含めることはできないでしょうか。見解をお伺いします。

(答弁)

地方自治法では、行政財産を、「その用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる」と定められております。

使用許可基準は、北九州市公有財産管理規則や学校事務提要などにおいて、使用団体や使用目的が定められており、これに基づいて、遊び場開放や目的外使用許可を行って

議 会 会 議 録

「放課後等デイサービスを利用する子供の運動する機会の確保について」

質疑者 ハートフル北九州 奥村 直樹 議員

回答者 教育長

いるところですが。

遊び場開放は、土曜、日曜、休日及び長期休業日の9時から17時までを、運動場については、児童の団体及び個人を対象に、体育館については、児童の団体を対象に開放しております。

また、遊び場開放の利用時間外、例えば、平日の放課後については、学校長による学校施設の目的外使用許可を受けることによって、利用できることになっております。

議員お尋ねの、営利法人が運営する放課後等デイサービスですが、サービス提供の対価として報酬を受け取ることができて、法人税法上も収益事業とされております。

このため、学校施設の使用に関しては、現行の規定では制約があり、使用できないこととなっております。

しかしながら、放課後等デイサービスは、特別な支援を必要とする児童生徒の放課後の活動の場として大変重要であると考えており、今後、国の動向を注視しつつ、関係部局とも協議しながら研究してまいりたいと考えております。

議 会 会 議 録

「小中特別支援学校のトイレの洋式化について」

質疑者 公明党 松岡 裕一郎 議員

回答者 教育長

(質疑)

小中特別支援学校のトイレの洋式化の更なる推進についてお伺いします。

近年、小中学校大規模改修と共に、今まで課題となっていた大規模な予算を伴うものとして、校舎の耐震化、普通教室のエアコン整備、GIGAスクール構想におけるタブレット端末や通信環境整備等、本市教育委員会は果敢に対応していただいています。

そして次の課題は、小中特別支援学校のトイレの洋式化の更なる推進と考えます。

本市の小中特別支援学校トイレの洋式化率は、令和3年9月現在、小学校で60.2%、中学校では49.9%であり、令和2年9月時点では、20政令市中11番目であります。今後、本市における洋式トイレの整備100%化においては、あと10年強以上の時間が掛かるものと推測されます。

トイレの洋式化が急がれる理由として、まず、節水の観点からは、和式の水の使用量が1回約15ℓに対し節水型の洋式では約4.8ℓと経済的であるとともに、水の節約はCO₂の排出量を削減し、SDGsの観点からも合理的であること、また衛生面の観点からは、和式は周囲への雑菌の飛散率が非常に高いとされる一方、洋式は低いとのデータがあること、更に健康面の観点からは、和式では、児童生徒が大便を我慢してしまうことがあったが、洋式に改修後は大便に行きやすくなったとのデータもあることなど、様々な観点から洋式化は必要であり、急ぐべきと考えます。

そこで、学校トイレの洋式化100%達成には今後10年強掛かるとは言わずに、例えば2日間の施工で洋式化できる新技術の採用による短縮策を講じる等、洋式化を少しでも早く進めるべきと考えますが、教育長の見解をお伺いします。

(答弁)

平成10年度から「ハートフルトイレ整備事業」、平成17年度からは「クリーンアップトイレ整備事業」、平成19年度からは「さわやかトイレ整備事業」と、事業内容を少しずつ変えながら、様々な取組みを行ってまいりました。

平成24年度からの3ヶ年で、防災機能強化の観点から、体育館のトイレの洋式化やバリアフリーなどの整備を50校で実施しましたが、令和元年度からは「学校トイレ整備事業」として校舎のトイレを中心に整備を行っております。

また、「北九州市学校施設長寿命化計画」に基づき、大規模改修実施時にすべての便器を洋式に取り替えるとともに、通常の維持補修の中でも、必要に応じて洋式化を進めているところです。

その結果、令和3年9月現在、小中学校のトイレの洋式化率は、小学校で60.2%、中学校で49.9%、小中学校合わせると、56.5%となっており、これは政令市の中

議 会 会 議 録

「小中特別支援学校のトイレの洋式化について」

質疑者 公明党 松岡 裕一郎 議員

回答者 教育長

では11番目となっております。

令和4年度の計画におけるトイレ整備事業ですが、小学校10校、高等学校1校の合わせて11校を、予算額にして5億5千万円という形で今議会に上程しております。

トイレの洋式化率は、100%近くになっている学校がある一方で、最も低い学校では22%程度と、学校によってばらつきがあります。そこで早急な対策を講ずる必要があると考えております。

このため、トイレ改修事業では、床の乾式化や配管の改修までの全体的な改修は行わず、便器の洋式化とブースの改修等を行うことによって、全体が少しでも早く改修できるように努めているところです。

トイレの洋式化は、重要な課題であると認識しており、事業を迅速に進めるために、国の補助金等の確保や整備の内容の再検討など、快適なトイレの整備が進められるように、注力してまいりたいと考えております。

議 会 会 議 録

「教職員の負担軽減について」

質疑者 公明党 村上 直樹 議員	回答者 教育長
------------------	---------

(質疑)

腰痛は労働災害の中で圧倒的多数を占めるとされ、特に社会福祉施設従事者の腰痛発生件数は増加傾向にあり、もはや職業病とまで言われるようになりました。改定された厚生労働省の「職場における腰痛予防対策指針」では、医療や介護、特別支援学校における腰痛対策の必要性が述べられていることから、特別支援学校の教職員の腰痛も問題視されるようになりました。

私は令和2年の12月議会において、救急隊員の負担軽減に向けて、少ない力で重いものを持ち上げることができる「パワースーツ」の導入について提案をさせていただいたところです。特別支援学校の教職員も救急隊員と同様に、人を相手とすることから精神的に緊張した中で慎重に業務を行わなければならない、腰痛を発症しやすい職場であると思います。

先日、福岡市は、学校で肢体の不自由な子どもを介助する教職員を支援するために、「パワーアシストスーツ」を特別支援学校等に導入するとの記事を目にしました。

そこで、お伺いします。

福岡市の記事を見た本市の特別支援学校で勤務する先生から早速連絡をいただき、本市にも導入してほしいとの要望をいただきました。学校では、階段の昇降以外に、自力で姿勢を変えられない子どもの体を起こしたり、体をこわばらせてしまう子どものトイレ介助など、教職員が子どもを抱えることは日常的にあるようです。特別支援学校等（教育現場）へのパワーアシストスーツの導入について、見解をお伺いします。

(答弁)

特別支援学校では、歩行や椅子から床への移動、また排泄の支援などの場面で、児童生徒の身体を支えたり、抱えたりするなどの介助を行っております。その際は、身体の状態に応じて、複数の教職員で対応するなど、安全確保に努めているところです。

児童生徒の介助は、生活のあらゆる場面で必要となるために、教職員への身体にかかる負荷は、とても大きいです。そこで、教職員の負担軽減の取組みとして、教育委員会では、学校現場の実情に応じ、介助員や給食介助員、また実習助手といった、会計年度任用職員を配置しています。

また、学校では、理学療法士を講師に招いて、介助の際の姿勢や抱え方など、身体への負荷を軽減する方法について助言を受けたり、また、日頃からストレッチをするなど、怪我の未然防止に努めているところです。

さらに、肢体不自由がある生徒を介助して車から車椅子へ移動させたり、車椅子からトイレの便座に移動したりする場面においては、介助補助器具を使用するなど、身

議 会 会 議 録

「教職員の負担軽減について」

質疑者 公明党 村上 直樹 議員	回答者 教育長
------------------	---------

体への負担を軽減する工夫を実践しております。

議員ご指摘のパワーアシストスーツですが、身体に装着することで、作業時の身体への負荷が軽減される効果があるところから、主に製造業や農業、介護の分野では、導入が進んでいると聞いております。

このパワーアシストスーツですが、肢体不自由や重度の知的障害のある子どもを介助する教職員の身体への負担軽減につながるツールとして、期待できるものではないかと考えています。

一方、商品により、機能面や価格面での差が非常に大きいため、「北九州市介護ロボット等導入支援・普及促進センター」から仕様や特徴などの情報を入手して、特別支援学校等での効果的な活用について、詳細に研究を進めてまいりたいと考えております。

議 会 会 議 録

「学校施設の感染症対策について」

質疑者 公明党 村上 直樹 議員	回答者 教育長
------------------	---------

(質疑)

学校施設での感染症対策について、お伺いします。

新型コロナウイルスの感染予防のため、「手洗い」の重要性が盛んに取り上げられ、手洗いには今まで以上に気を付けるようになり、洗面スペースを使う回数も増えていると思います。

国の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」では、「接触感染を避ける方法としての手洗いを徹底しています。様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室等に入る時やトイレの後、給食の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。手洗いは30秒程度かけ、水と石けんで丁寧に洗います。」と記載し、手洗いの励行を呼び掛けています。

ところが、手洗い前に汚れた手で触った水道の蛇口を、手洗い後にもう一度触ることになるが本当に安全なのか、といった議論もあるように、多くの人が利用する洗面スペースなどでは、良かれと思って行っている手洗いや歯磨きが、かえって感染のリスクを上げてしまっているかもしれません。

東京地下鉄大江戸線では運転士らなど39人の感染が判明し、運転に、運行に大きな影響が出ました。交通局によると、乗務に備えて泊まり込んでいる運転士などが、歯磨きの際に唾液が付着した手で蛇口に触れたことにより感染が広まった可能性が高いと保健所から指摘を受けたとのこと。洗面所などでの感染を防ぐため、学校での手洗い場や公共施設の水道の蛇口を非接触の自動水栓化やレバータイプに改修する自治体もあるようです。大勢の児童生徒が手で触れる蛇口に対して、保護者から不安の声が上がっているかと思いますが、蛇口の改修について、本市の見解をお伺いいたします。

(答弁)

学校における新型コロナウイルス感染症対策については、国のマニュアルを踏まえて、本市が作成した「学校・幼稚園における新型コロナウイルス感染症対応保健マニュアル」に基づいて実施しているところです。

このような中で、昨年1月に、東京都で蛇口を介して感染が広がったという報道がありました。これに対して、一般財団法人 日本口腔衛生学会は、保健所は、「感染源についての具体的な検査等を行っていない」、「歯みがきの際に唾液に汚染された蛇口が感染源であったと断定されたような記事が飛び回っている」、「記事の内容は、個別取材の内容を正確には反映していない」とコメントを出しております。

本市の学校における新型コロナウイルス感染症対策について、適宜、専門家チーム(CCAT)の医師の意見を踏まえながら進めているところです。

議 会 会 議 録

「学校施設の感染症対策について」

質疑者 公明党 村上 直樹 議員	回答者 教育長
------------------	---------

蛇口からの感染の可能性について、この専門家チームからは、「過度に心配する必要はなく、清掃時に蛇口を含めた水回りの清掃をしっかりと行う指導を継続すればよい」との助言をいただいております。

そこで、児童生徒への指導内容ですが、従来から、児童生徒に対しては、水道で手を洗った後に、蛇口を閉めるときに蛇口のハンドルに水を掛けて、清潔を保つように指導しております。また、掃除の時間には、蛇口を含めた水回りをしっかりと清掃するようにしています。

議員ご指摘の蛇口の改修については、ただちに全てを交換する予定はございませんが、これまでの感染症対策を徹底するとともに、今後も国の動向や他都市の状況、専門家の意見などを踏まえながら、引き続き研究してまいりたいと考えております。